

福生市子ども・子育て支援事業計画 【答申（案）】



平成 26 年 8 月
福 生 市

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 国の動向
- 3 計画の位置づけ
- 4 子ども・子育て支援新制度の概要
- 5 計画策定の経過（策定体制）
- 6 計画の期間

第 2 章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

- 1 社会的な状況
- 2 保育サービス等の状況
- 3 アンケートから見られる現状
- 4 福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

第 3 章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 基本目標
- 4 施策の体系

第 4 章 施策の展開

- 基本目標 1 家庭・地域における子育ての支援
- 基本目標 2 母と子の健康を守り増進する
- 基本目標 3 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり
- 基本目標 4 子育てと仕事を両立できるまちづくり
- 基本目標 5 子どもにやさしいまちづくり

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方
- 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに
提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び
その実施時期

第6章 計画の進行管理

- 1 施策の実施状況の点検
- 2 国・都等との連携

資料編

- 1 福生市子ども・子育て審議会条例
- 2 福生市子ども・子育て審議会委員名簿
- 3 用語解説（50音順）

本文中の※印には、用語解説があります。

1 計画策定の背景と目的

国は、次世代育成支援として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通して、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成させる環境整備の推進を図ってきました。

福生市（以下、「本市」という）においても同法に基づく「福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を

総合的かつ計画的に実施してきました。

しかしながら、ライフスタイルの多様化による未婚化・非婚化並びに晩婚化・晩産化の進行、結婚・出産・子育ての希望がかなわないなどの現状によって、依然として急速な少子化が進んでおり、本市にあっても平成14年をピークに人口減少が続いています。

また、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化による、子育てに対する不安や孤立感と負担感の増加、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していることなど、子どもや子育てをめぐる環境は厳しい現状です。

これら課題に対応し子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められていることから、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づく新たな子育て支援は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目指しています。

こうした背景を踏まえ、次世代育成支援行動計画の実施評価や子育て家庭へのアンケート調査結果等をもとに、子どもを取り巻く現状と今後の方向性を明確にし、「子どもにとっての最善の利益」の実現並びに子ども・子育て支援施策を通して誰もが「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりの推進ができるよう、新たに子ども・子育て支援事業計画を策定します。



2 国の動向

【エンゼルプラン～子ども・子育て応援プラン】

国では、少子化対策として、平成6年12月に「エンゼルプラン」、「緊急保育対策等5か年事業」の策定以降、様々な対策を実施してきました。平成15年7月には、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ることを目的に「次世代育成支援対策推進法」が制定され（平成20年12月一部改正）、地方公共団体や一定の事業主に行動計画の策定を義務づけるなど、次世代育成支援の推進を図ってきました。

また、同時期に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、この大綱に盛り込まれた施策を効果的に推進するため、「子ども・子育て応援プラン」を策定し、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連帯」という4つの重点課題に沿って、平成17年度から平成21年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、少子化の流れを変えるための対策を集中的に取り組むこととしました。

【「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針】

平成19年12月、一層少子高齢化が進行する現状から、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に進めることが必要不可欠とされ、この実現のため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

憲章では、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者それぞれが、果たすべき役割を掲げています。

【「新待機児童ゼロ作戦」の策定】

「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を踏まえ、平成 20 年 2 月、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとしました。具体的には保育所の受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業の制度化・普及促進、放課後児童クラブの推進、病児・病後児保育事業や事業所内保育施設に対する支援の充実、保育士の専門性の向上などの取組です。

【5つの安心プラン「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」の策定】

平成 20 年 7 月、社会保障に関する 5 つの課題について緊急に講ずべき対策と工程を「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」としてとりまとめました。その 5 つの課題の一つとして、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進することとしました。

【次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方】

社会保障審議会少子化対策特別部会において平成 20 年 5 月に取りまとめられた「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」にも、我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、新制度体系がめざすものとして、①「すべての子どものすこやかな育ちの支援」という考えを基本に置くことが重要、②結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現、③働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築、④次世代育成支援が、将来の我が国の担い手を育成となる基礎であり、『未来への投資』であるという視点を共有する、などを掲げています。そして、働き方の見直しに係る取り組みを推進するとともに、子育てを支えるサービスの大幅な拡大を図るため、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるための保育等のサービス基盤を確保するとともに、誰もがどこに住んでいても必要な子育て支援サービスを受けることができる子育て支援のあり方が示されました。

さらには、平成 22 年 1 月に、子どもと子育てを社会全体で応援する、子育て支援策の方向性を定めた「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

【子ども・子育て関連3法の制定と子ども・子育て支援新制度の創設】

引き続き急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、子ども・子育て支援給付や子どもと子育て家庭に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、平成24年8月、「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月より施行されます。

【次世代育成支援対策推進法の延長】

平成27年3月までの時限法として制定された、「次世代育成支援対策推進法」について、「子ども・子育て支援法」の附則第2条に、平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる旨の規定がされており、具体的な検討の上、法律の有効期限が平成37年3月までの10年間延長されました。

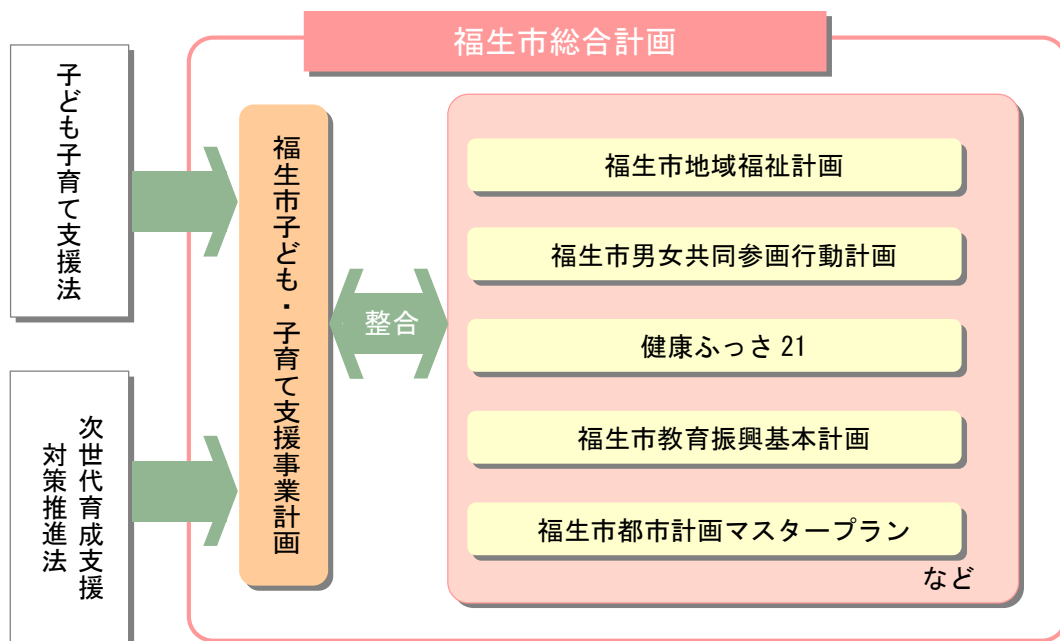
3 計画の位置づけ

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあることを前提に、すべての子どもの健やかな「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

また、これまで、その取り組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく福生市次世代育成支援行動計画を継承するもので、子どもと家庭に関する支援をより一層促進するために策定するものです。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要であり、そのため、福生市総合計画、福生市地域福祉計画、福生市教育振興基本計画をはじめとした、他の計画との整合を図ります。

【 計画の位置づけ 】



4 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 「子ども・子育て関連3法」について

次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。また、「子ども・子育て支援新制度」は、これらの法律に基づくものです。

- ① 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

(2) 子ども・子育て支援新制度の内容

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域の子ども・子育て支援の充実などを目指しています。この制度では、消費税の引き上げによる財源を活用して、計画的に、子ども・子育て支援の量や質の拡充を図ります。

また、3歳未満児の保育の量と質を確保するために、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」を「※地域型保育事業」とし、市町村の認可事業とするとともに財政支援の対象とします。

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
 - ・ 幼児教育と保育を一体的に提供する「※認定こども園」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・ 地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
 - ・ 教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、※地域型保育事業の給付制度の創設）
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実
 - ・ 子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、※地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

※：巻末の用語集参照

(3) 給付・支援事業について

新制度のもとで保護者等に提供されるサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

子ども・子育て支援給付

- ① 子どものための現金給付
・児童手当
- ② 子どものための教育・保育給付
・施設型給付
認定こども園・幼稚園*・保育所
・地域型保育給付
小規模保育事業（A型、B型、C型）・家庭的保育事業・
居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業

* 私立幼稚園は、新制度に移行する施設が対象で、移行しない幼稚園は現行の私学助成が継続されます。

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② *地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦に対して健康診査を実施する事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧ 一時預かり事業（幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター）
- ⑨ 時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑩ 病児保育事業
- ⑪ 学童クラブ事業（*放課後児童健全育成事業）
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※：巻末の用語集参照

5 計画策定の経過（策定体制）

(1) 市民ニーズ調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児の保護者 1,200 人（回収：599 人）、小学生の保護者 600 人（回収：337 人）、妊婦 60 人（回収：18 人）を対象として、「子ども・子育て支援に関するアンケート」を実施しました。

(2) 子育て担い手調査の実施

子育て支援者からみる市民の子育てへの不安や困っていること等を把握するとともに、既に実施しているアンケート調査では把握しづらい、支援の必要性があると思われる子どもたちの状況についても把握することを目的とし、保育所、幼稚園、小学校、学童クラブ、*児童館等（各団体所属の 67 人）に調査を実施しました。

(3) 「福生市子ども・子育て審議会」の開催

この計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「福生市子ども・子育て審議会」を開催し、今後の子育て支援策や計画の考え方について審議しました。



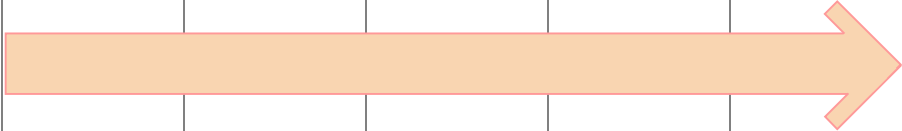
※：巻末の用語集参照

6 計画の期間

本計画は5年を1期とした計画とし、計画期間を平成27年度～31年度とします。

また、計画期間中において、社会情勢の急激な変化等による新たな子育てニーズが生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。

【 計画期間 】

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定					



1 社会的な状況

(1) 少子化の進行

① 人口・年齢3区分別の人口

ア 人口の推移

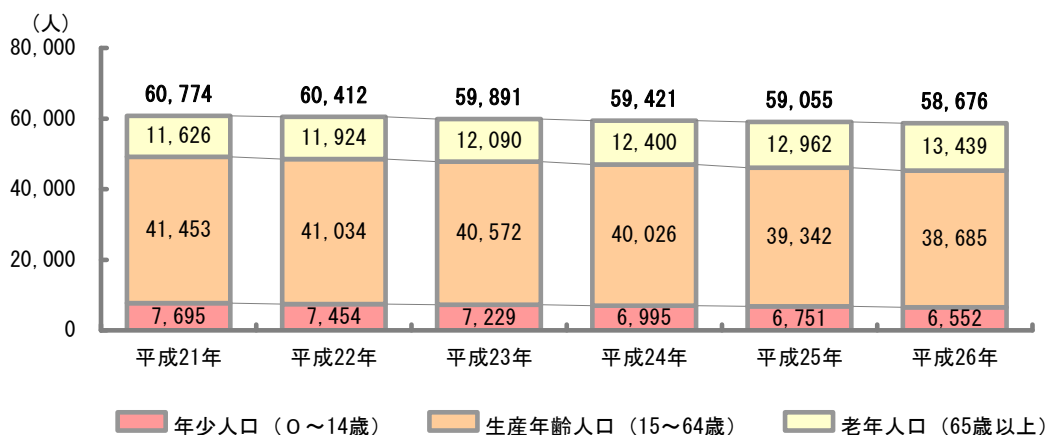


福生市の平成21年以降の人口推移をみると、平成21年は60,774人であったのが、平成26年には58,676人と減少しています。

年齢を年少人口、生産年齢人口、老年人口の3区分に分けてみると、年少人口は減少傾向が続いており、平成26年には6,552人となっています。それに対し、老年人口は増加傾向となっており、平成26年には13,439人となっています。

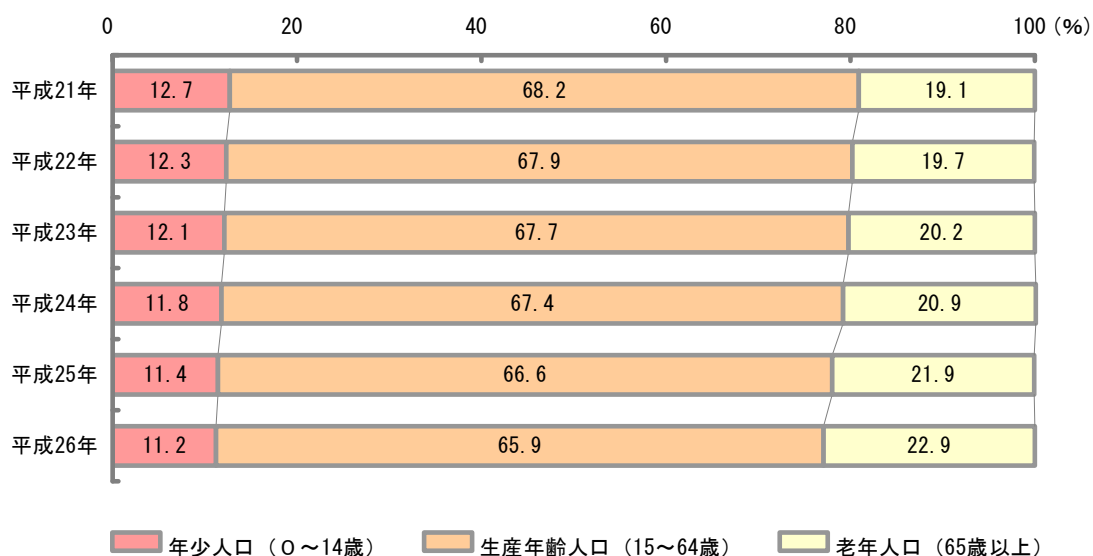
年齢3区分別の割合をみても、年少人口は平成21年では全体に対し12.7%でしたが、平成26年には11.2%に減少しています。それに対し老年人口は平成21年では総人口の19.1%でしたが、平成26年には22.9%となり、本市においても少子高齢化が進行しています。

【 年齢3区分別の人口の推移 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

【 年齢3区分別人口構成の推移 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

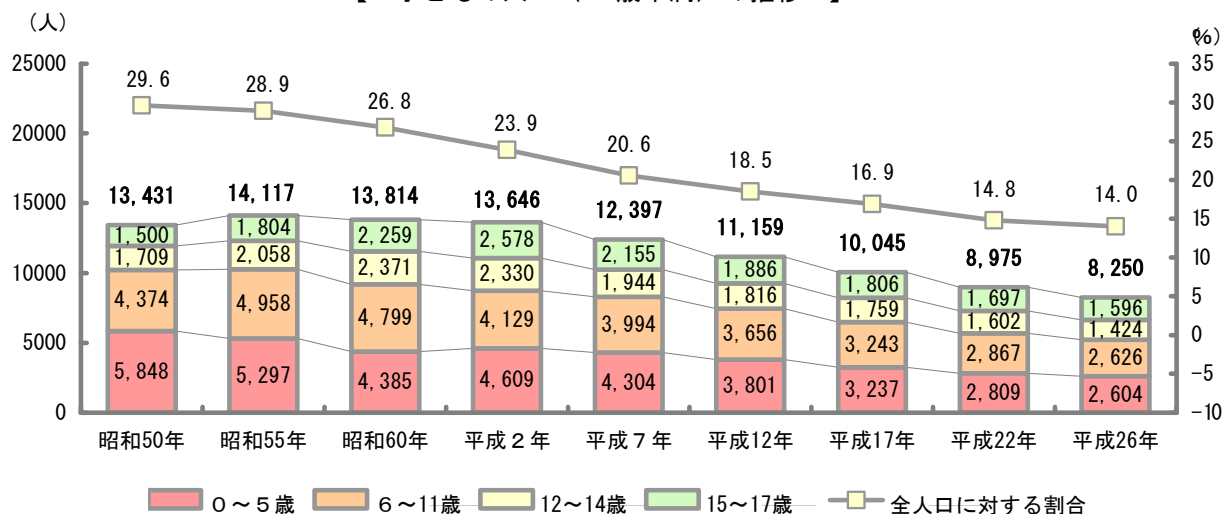
② 子どもの人口

ア 子どもの人口（18歳未満）の推移

18歳未満の子どもの人口は、少子化の進行と相まって、昭和55年以降減少傾向にあり、特に平成7年以降は減少数が多くなっています。

総人口に対する子どもの人口の割合をみても、18歳未満の子どもの数は、昭和50年の約3人に1人(29.6%)から平成26年度には約7人に1人(14.0%)と急速に少子化が進行しています。

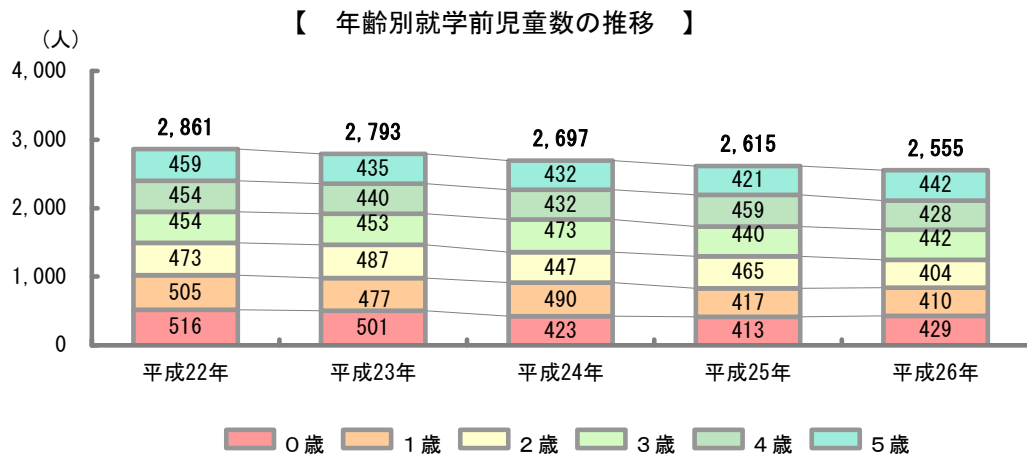
【 子どもの人口（18歳未満）の推移 】



資料：住民基本台帳（各年1月1日）

イ 年齢別就学前児童数の推移

年齢別就学前児童数も減少傾向が続いており、平成26年では2,555人と、平成22年からの4年間で約300人減少していることから、少子化の進行が読み取れます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）、事務報告書

ウ 出生から小学校入学時点（7歳）までの人口の推移

出生から小学校入学時点（7歳）までの人口の推移をみると、毎年度の出生児が小学校入学時まで約100人減少しています。

【 出生から小学校入学時点（7歳）までの人口の推移 】

単位：人

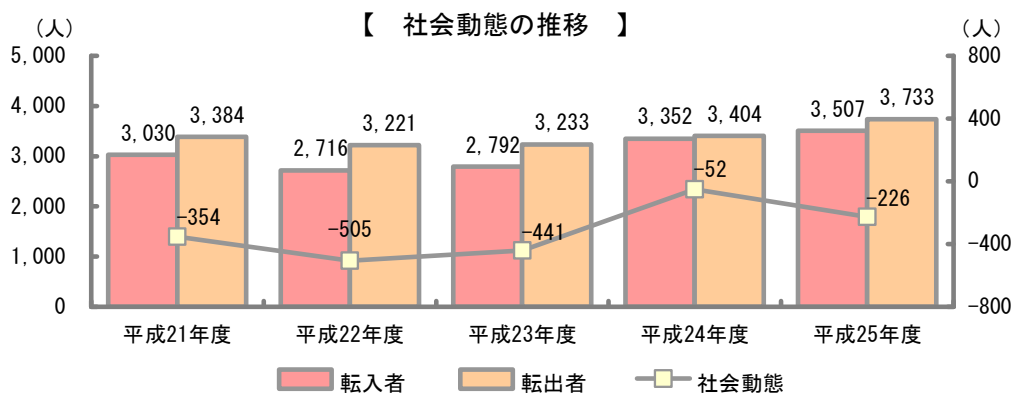
時点	平成16年1月1日 0歳児	平成17年1月1日 0歳児	平成18年1月1日 0歳児	平成19年1月1日 0歳児
平成16年1月1日	562 (0歳)			
平成17年1月1日	585 (1歳)	541 (0歳)		
平成18年1月1日	537 (2歳)	536 (1歳)	539 (0歳)	
平成19年1月1日	510 (3歳)	517 (2歳)	516 (1歳)	493 (0歳)
平成20年1月1日	494 (4歳)	486 (3歳)	485 (2歳)	484 (1歳)
平成21年1月1日	490 (5歳)	471 (4歳)	467 (3歳)	470 (2歳)
平成22年1月1日	468 (6歳)	474 (5歳)	462 (4歳)	452 (3歳)
平成23年1月1日	455 (7歳)	455 (6歳)	439 (5歳)	440 (4歳)
平成24年1月1日	461 (8歳)	440 (7歳)	429 (6歳)	433 (5歳)
平成25年1月1日	465 (9歳)	448 (8歳)	437 (7歳)	430 (6歳)
平成26年1月1日	463 (10歳)	447 (9歳)	432 (8歳)	415 (7歳)
小学校入学時の 人口増減	-107	-101	-102	-78

資料：住民基本台帳

③ 社会動態

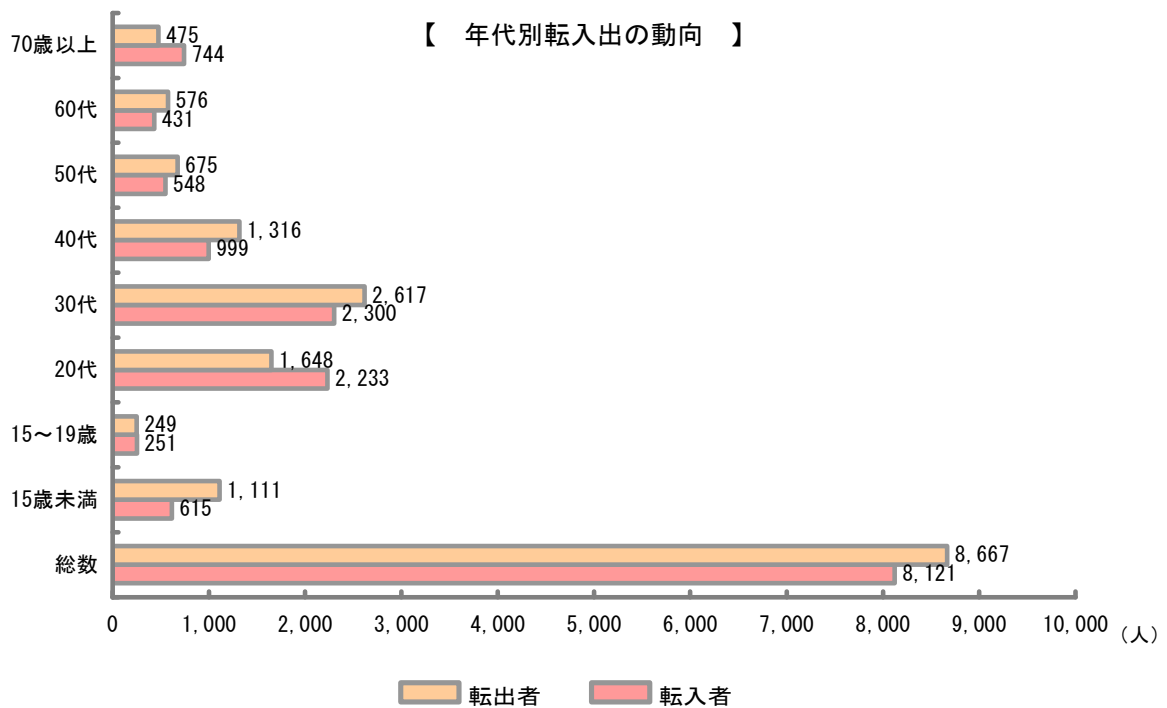
ア 社会動態の推移

本市の平成21年度以降の社会動態をみると、転入を転出が上回る状態が続き、社会動態はマイナスが続いています。



イ 年代別転入出の動向

年代別転入出の動向をみると、15～19歳、20代で転入者が転出者を上回っているものの、70歳以上を除き、それ以外の年代では転出者が転入者を上回っています。



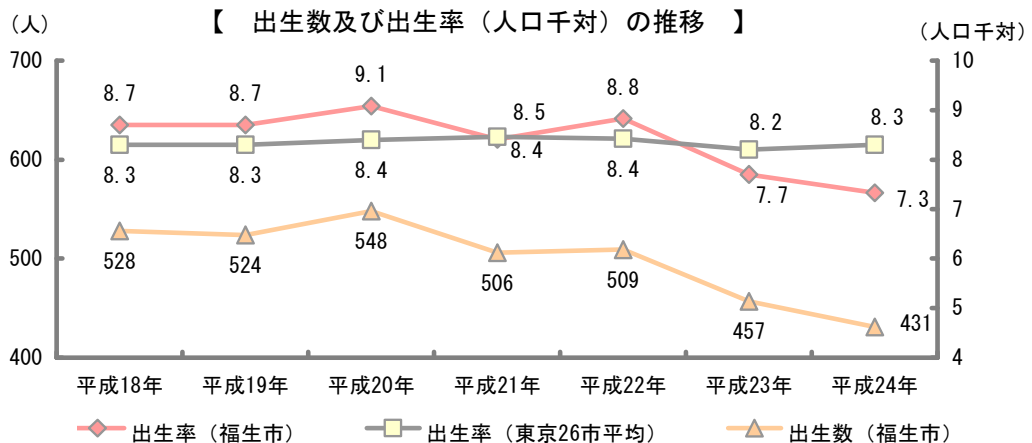
資料：国勢調査（平成22年）

(2) 出生の動向

① 出生数

本市の出生数は平成21年以降減少が続いています。平成23年には500人を下回り、平成24年には431人と、平成18年からの6年間で約100人減少しています。

出生率は、平成22年までは東京都26市平均を上回っていたものの、平成23年、24年は東京都26市平均を下回っています。



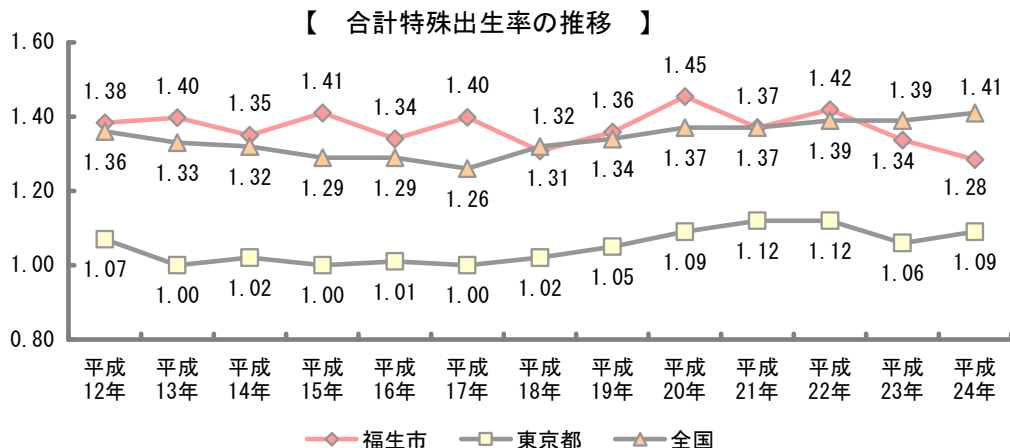
資料：東京都人口動態統計

② 合計特殊出生率

ア 合計特殊出生率の推移

本市の*合計特殊出生率は、増減を繰り返し、平成20年には1.45となっていました。平成22年以降は減少し、平成24年には1.28となっています。

また、東京都及び全国の平均と比較すると、本市の合計特殊出生率は東京都平均・全国平均を上回って推移していましたが、平成23年、24年は全国平均を下回っています。

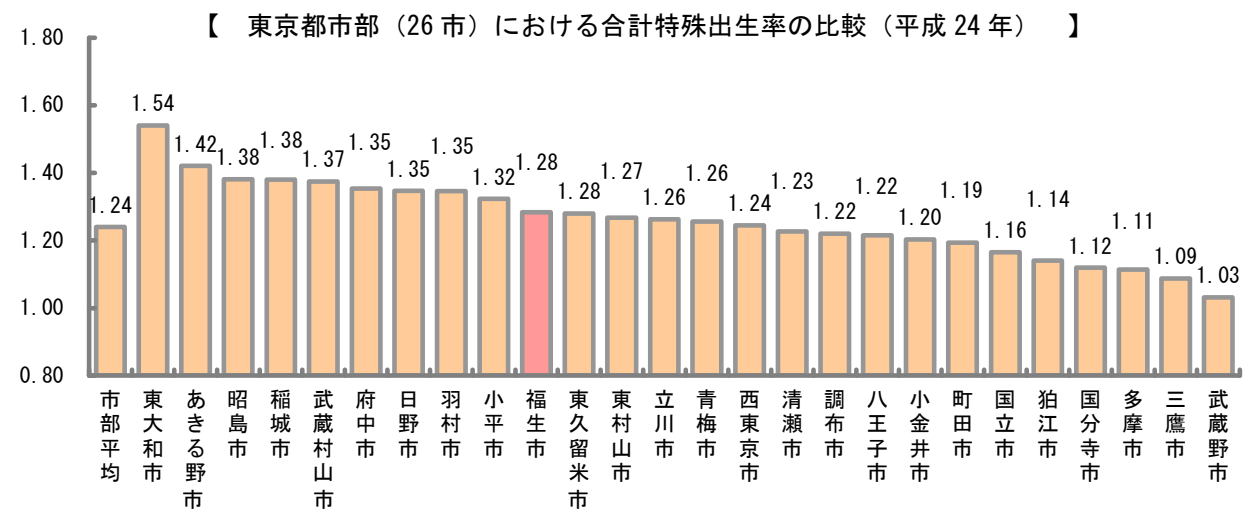


資料：東京都人口動態統計

※：巻末の用語集参照

イ 東京都市部（26市）における合計特殊出生率の比較

本市の*合計特殊出生率は、東京都市部平均を上回っており、東京都26市中10番目に高くなっています。



資料：東京都人口動態統計

※：巻末の用語集参照

(3) 婚姻の動向

① 未婚率

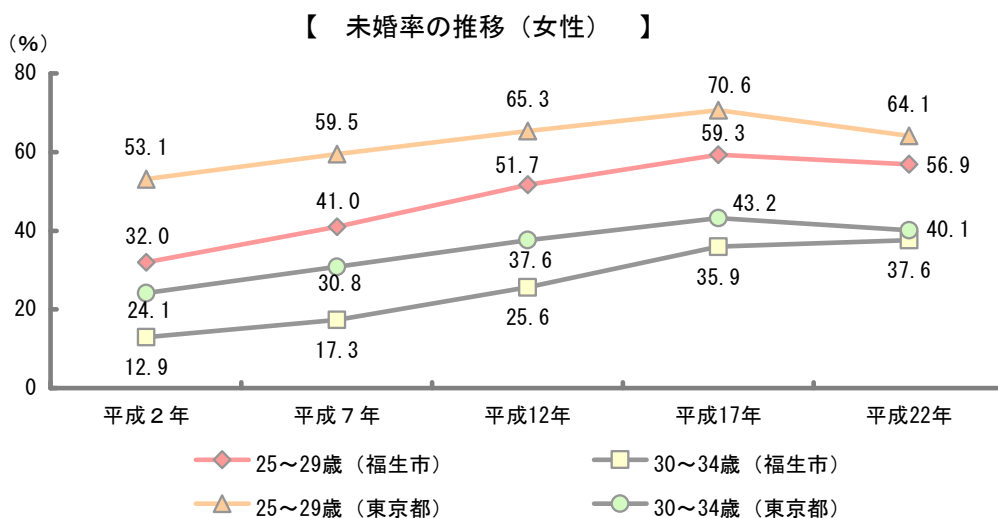
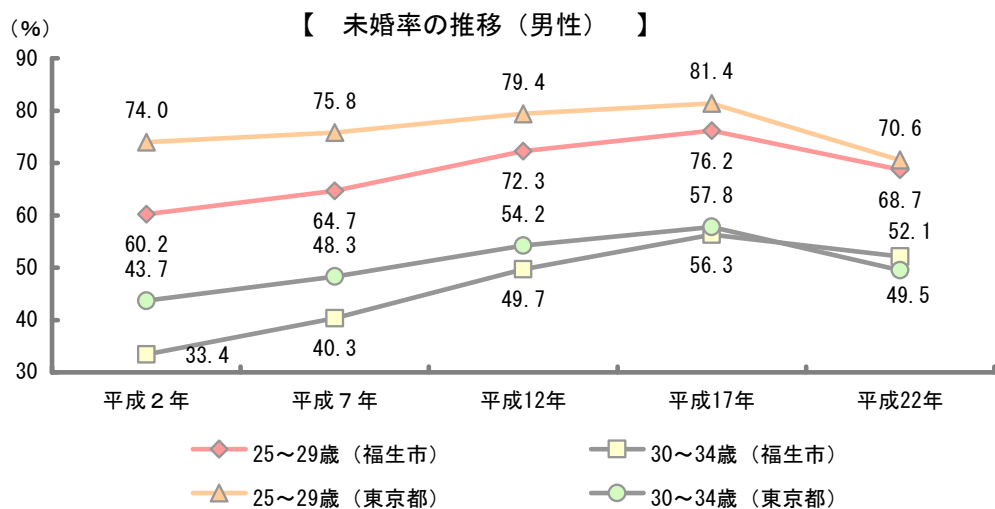
本市における未婚率は、男女とも平成17年までは上昇傾向が続いていました。

30～34歳の男性では、平成2年に33.4%であったものが平成17年には56.3%まで上昇したものの、平成22年には49.5%まで減少しています。

25～29歳の女性では、平成2年に32.0%であったものが平成17年には59.3%まで上昇したものの、平成22年には56.9%まで減少しています。

東京都平均と比べると、本市の未婚率は東京都平均を下回って推移していましたが、その差は年々縮まりつつあります。

結婚しない人たちの割合の増加は、子どもの出生数に影響を与えると考えられます。

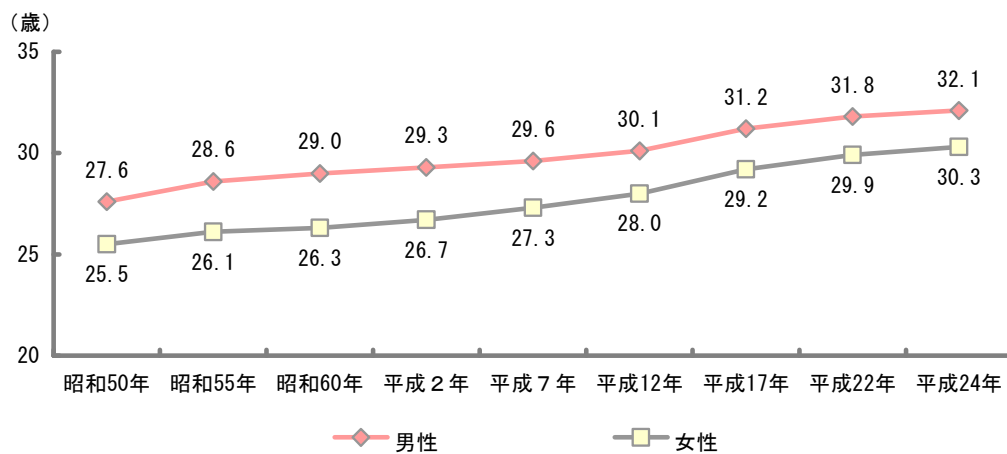


資料：国勢調査

② 平均初婚年齢

平均初婚年齢は、昭和50年以降、一貫して上昇しており、平成24年には女性の平均初婚年齢が30歳を超えており、晩婚化が進んでいることが分かります。昭和50年から平成24年の37年間で男性は4.5歳、女性は4.8歳の上昇がみられます。

【 平均初婚年齢の推移（東京都） 】

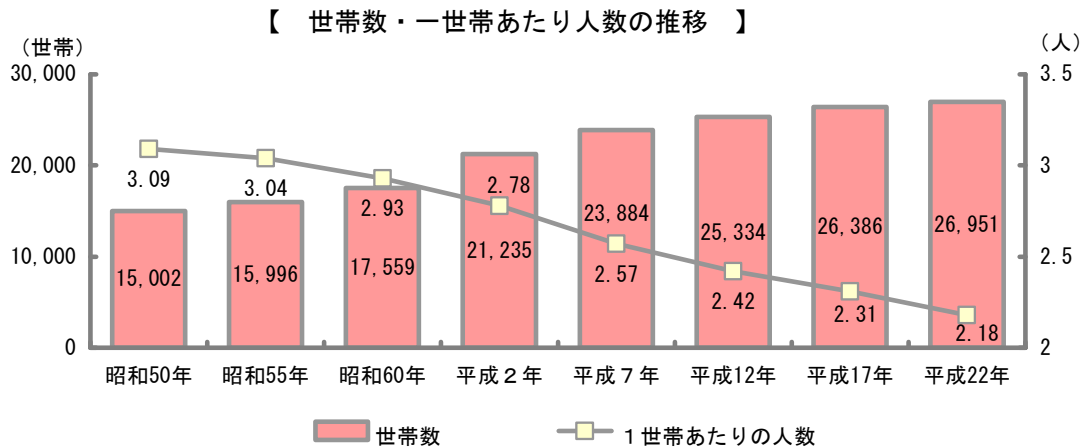


資料：東京都人口動態統計

(4) 世帯の動向

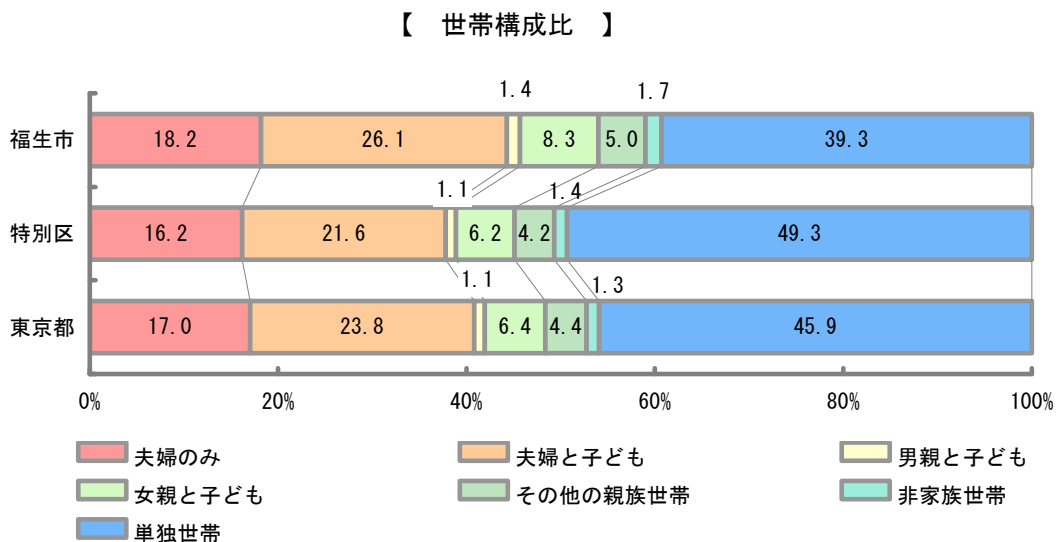
① 世帯数・一世帯あたりの人数

本市の世帯数は、人口の減少傾向に反して増加しており、平成22年には26,951世帯と、昭和50年に比べ約12,000世帯増加しています。それに伴い、一世帯あたりの人数は減少傾向が続いており、平成22年には2.18人となっています。



② 世帯構成

本市の世帯構成は、東京都、特別区と比較して、「夫婦と子ども」の割合が26.1%と高く、単独世帯の割合は39.3%と低くなっています。また、「男親と子ども」と「女親と子ども」をあわせたひとり親家庭の割合は9.7%と東京都の7.5%、特別区の7.3%と比較して高くなっています。



【 世帯数と構成比 】

単位：世帯、%

項目	総数	親族世帯総数	核家族世帯				その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯	
			核家族世帯総数	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども				女親と子ども
福生市	26,951	15,899	14,545	4,904	7,029	379	2,233	1,354	467	10,584
				18.2	26.1	1.4	8.3	5.0	1.7	39.3
特別区	4,531,864	2,224,206	2,036,246	729,715	976,395	49,583	280,553	187,960	63,509	2,223,510
				16.2	21.6	1.1	6.2	4.2	1.4	49.3
東京都	6,382,049	3,356,744	3,078,860	1,081,892	1,516,499	72,794	407,675	277,884	81,506	2,922,488
				17.0	23.8	1.1	6.4	4.4	1.3	45.9

資料：国勢調査（平成22年）

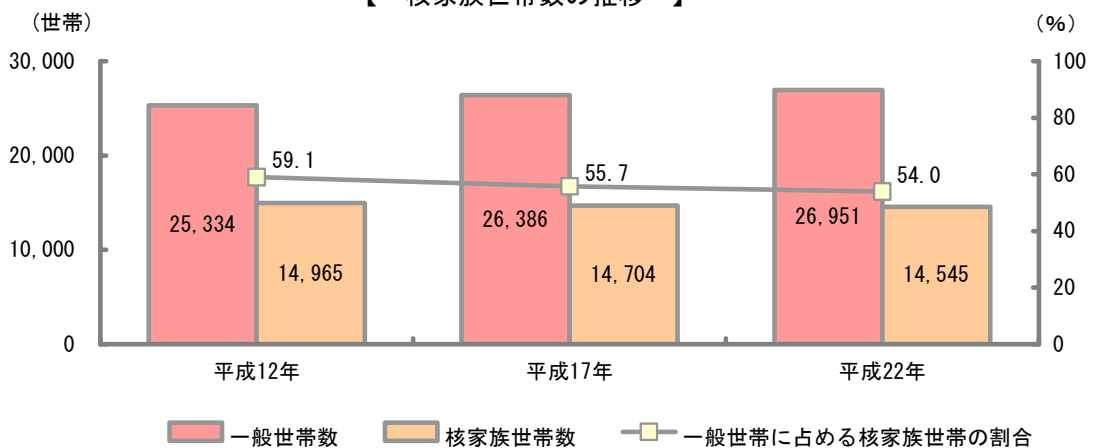
③ 核家族世帯の動向

ア 核家族世帯数等の推移

一般世帯数は、平成12年から増加傾向にあります。核家族世帯数は平成12年以降減少傾向にあります。

一般世帯に占める核家族世帯の割合をみても、平成12年から減少傾向にあり、平成22年では54.0%と、平成12年に比べ5.1ポイント減少しています。

【 核家族世帯数の推移 】

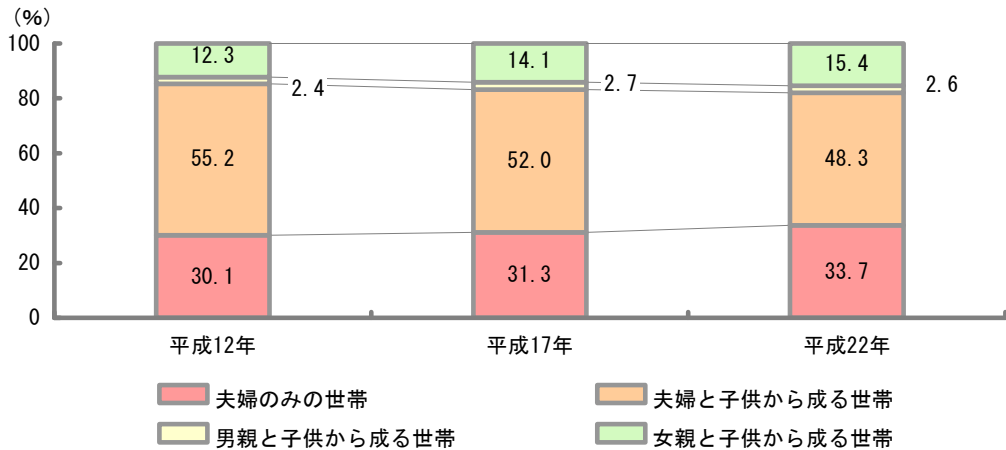


資料：国勢調査

イ 核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、平成12年に比べ、夫婦のみの世帯の割合が増加し、その他の子どもがいる世帯の割合が減少しています。もっとも、その中でも、女親と子どもからなる世帯の割合は増加しています。

【 核家族世帯の内訳 】

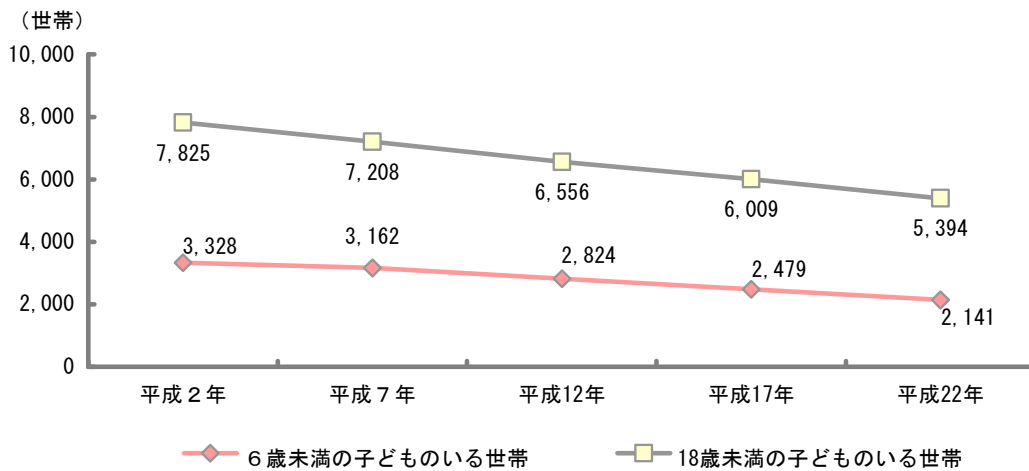


資料：国勢調査

④ 6歳未満、18歳未満の子どもがいる一般世帯数

6歳未満、18歳未満の子どもがいる一般世帯数は、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯のどちらも減少傾向が続いています。平成22年の数値を平成2年と比べると、6歳未満の子どもがいる世帯数では約1,200世帯、18歳未満の子どもがいる世帯数では約2,400世帯の減少がみられます。

【 6歳未満、18歳未満の子どもがいる一般世帯数の推移 】



資料：国勢調査

(5) 働く女性の状況

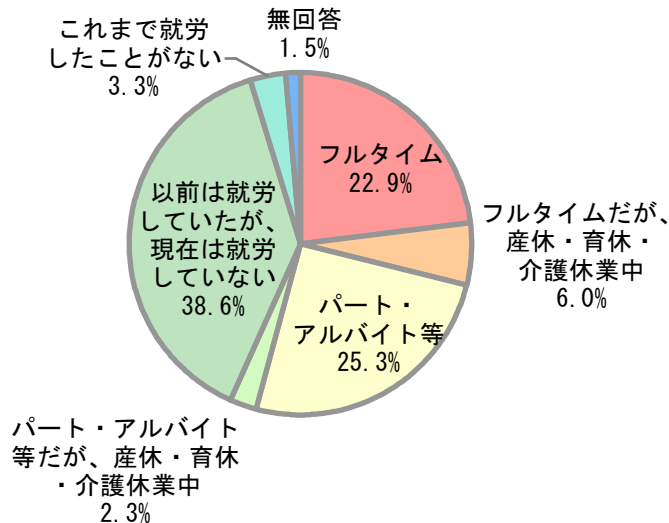
① 女性の就労

子どものいる母親の就労状況は、就学前児童の子どもを持つ母親のうち、22.9%が「フルタイム」、25.3%が「パート・アルバイト等」で働いており、約半数(49.2%)の母親が就労をしています。

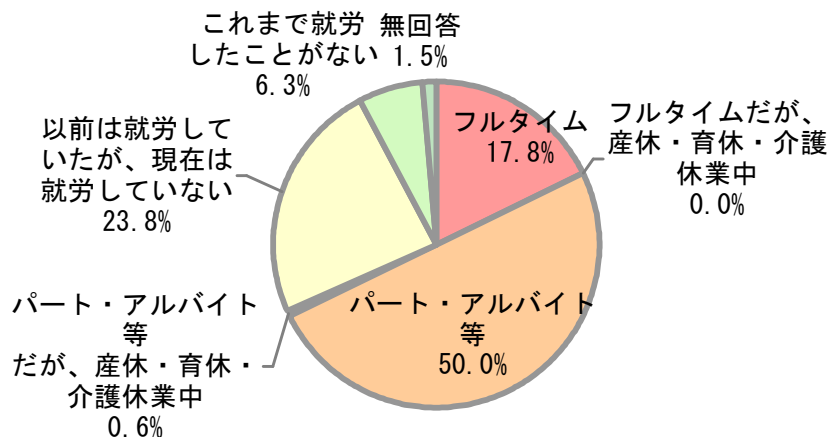
小学生の子どもを持つ母親では、17.8%が「フルタイム」、50.0%が「パート・アルバイト等」で就労しており、約7割(67.8%)の母親が就労しており、子どもの年齢が高くなるほど就労割合が高くなる傾向にあります。

【 母親の就労状況 】

【就学前児童】



【小学校児童】



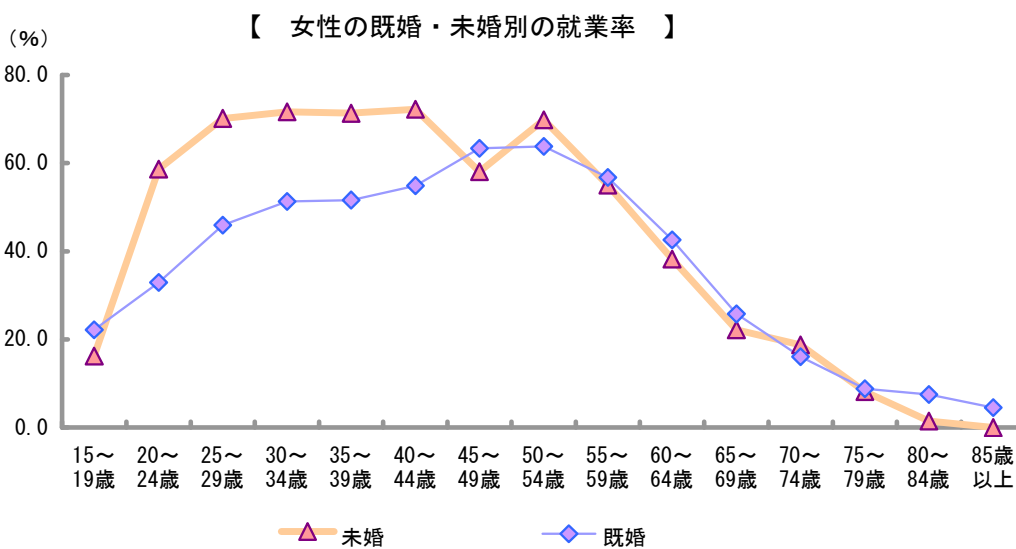
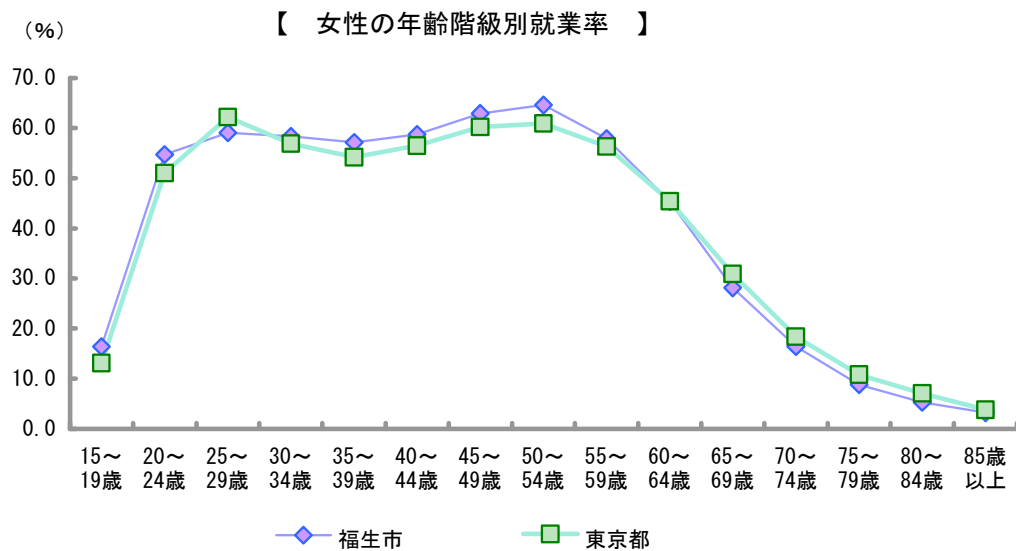
資料：子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果報告書(平成26年3月)

② 年齢別女性の労働力

ア 年齢階級別就業率

本市における女性の就業率を年齢別にみると、35～39歳の57.1%を底とする、ゆるやかなM字カーブを描いています。東京都と比較すると、30～54歳まで、本市の女性の就業率は東京都を上回っています。

また、既婚・未婚別の女性の就業率をみると、20～44歳で、既婚女性の就業率が未婚女性の就業率を20～25ポイント前後下回っています。

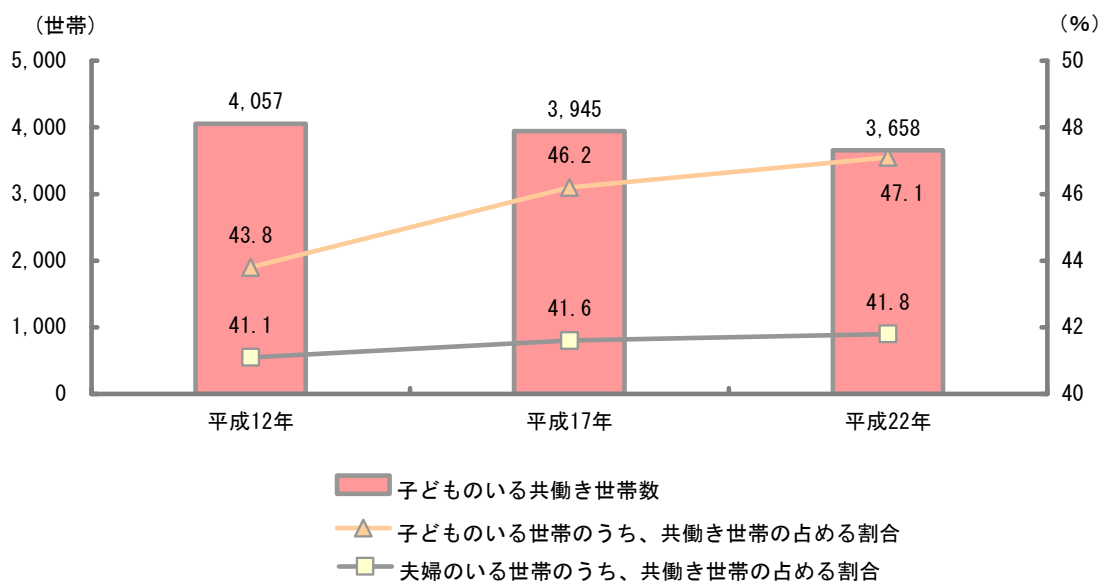


イ 共働き世帯の状況

共働き世帯の状況を見ると、夫婦のいる世帯のうち共働き世帯が占める割合は平成12年では41.1%、平成22年には41.8%と横ばいで推移しています。

子どものいる共働き世帯についてみると、平成12年は4,057世帯、平成22年には3,658世帯と減少していますが、子どものいる世帯のうち共働き世帯の占める割合は急増しており、平成22年には47.1%と約半数に達しています。このことから、子どものいる世帯の共働きの割合が増加していると思受けられます。

【 共働き世帯の状況 】



資料：国勢調査

2 保育サービス等の状況

(1) 保育サービスの状況

① 保育園の状況

ア 施設数、入園児童数

本市における認可保育所は、平成26年現在私立保育園が13園整備されています。市内の保育園全体の定員は1,280人ですが、定員の弾力的な運用により、入園児童数は1,302人となっています。

【 保育園数、定員数、在籍児童数の推移（各年4月1日現在） 】

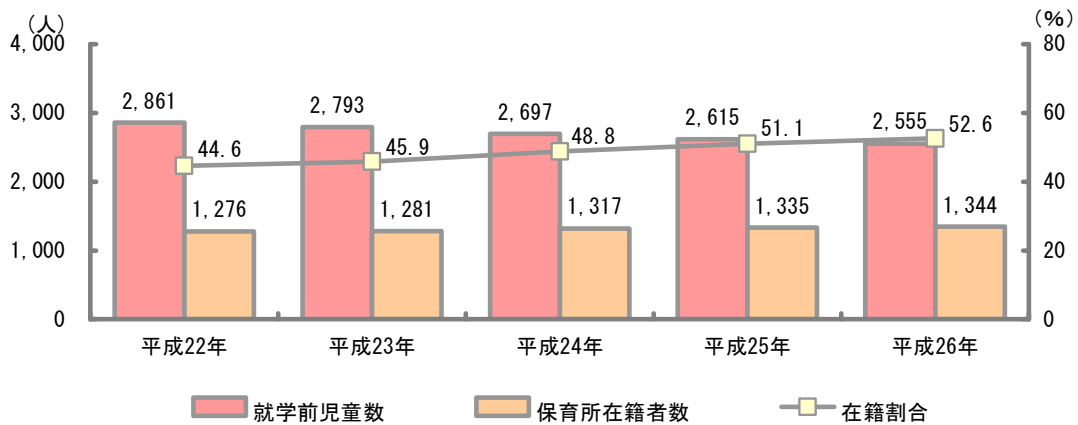
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市立保育園数	1園	1園	1園	0園	0園
私立保育園数	11園	11園	11園	13園	13園
計	12園	12園	12園	13園	13園
定員数（市内）	1,175人	1,200人	1,200人	1,280人	1,280人
市内の園の在籍児童数	1,215人	1,204人	1,216人	1,286人	1,302人
※（）は管外受託児で内数	(49人)	(42人)	(36人)	(39人)	(47人)
入所率	103.4%	100.3%	101.3%	100.4%	101.7%
市外の園の在籍児童数	22人	20人	22人	17人	13人
在籍児童数計	1,188人	1,182人	1,202人	1,264人	1,268人
待機児童数	12人	11人	25人	0人	5人

資料：子ども育成課

イ 就学前児童数と保育所在籍者数の推移

就学前児童数は、年々減少しています。しかし、保育園在籍者数は年々増えており、在籍割合も上昇傾向が続いています。

【 就学前児童数と保育所在籍者数の推移 】

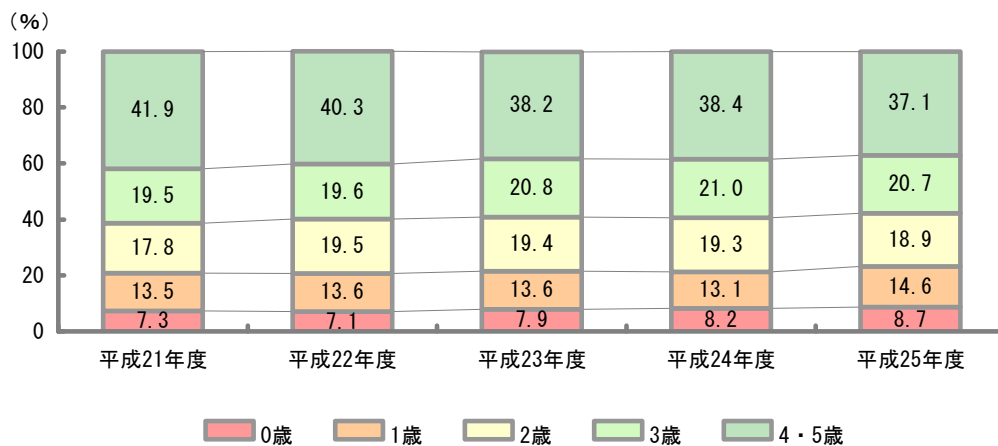


資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年4月1日）、事務報告書
 保育所在籍者数：子ども育成課（各年4月）

ウ 福生市における年齢別保育所（園）の在籍割合

年齢別保育所（園）の在籍割合をみると、平成21年度以降0歳～2歳児の割合はゆるやかな増加傾向がみられます。

【 年齢別保育所（園）の在籍割合 】



資料：事務報告書（各年度3月1日）

② 待機児童数

ア 待機児童数の推移

本市では、待機児童を解消するため、認可保育所の定員増や、認証保育園から認可保育所への移行を図るとともに、認可外保育所を利用されている方に補助金を交付することにより認証保育所等の保育所への入所を勧めてきました。このようなことから、待機児童は平成 25 年度以降低い数値で推移しています。

【 待機児童数の推移 】

単位：人

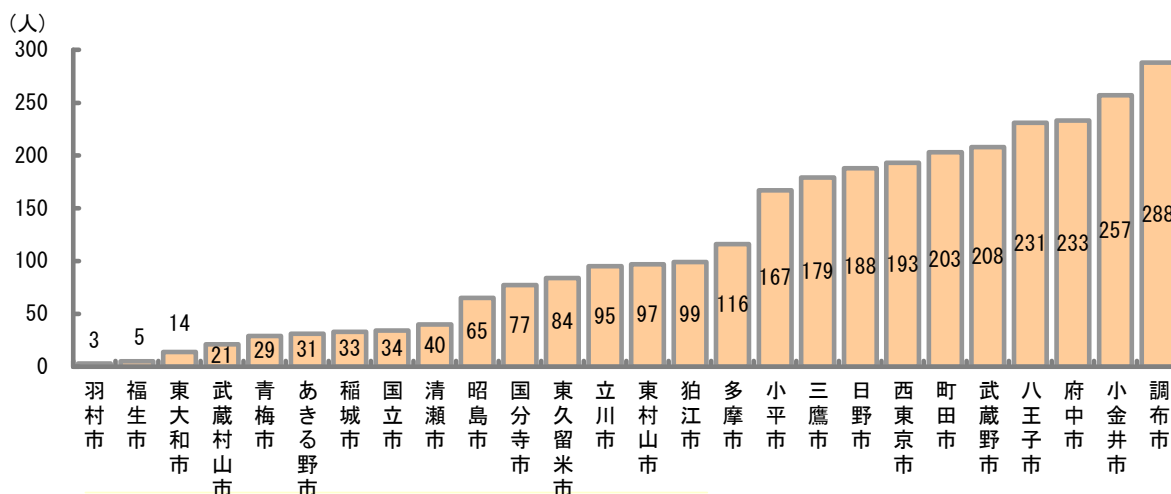
年度	定員	待機児童					待機児童計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	
平成 22 年度	1,175	4	7	1	0	0	12
平成 23 年度	1,200	5	6	0	0	0	11
平成 24 年度	1,200	1	22	0	2	0	25
平成 25 年度	1,280	0	0	0	0	0	0
平成 26 年度	1,280	0	5	0	0	0	5

資料：子ども育成課

イ 他市との比較

本市の待機児童数は、平成 26 年 4 月 1 日現在では、東京 26 市の中で羽村市に次いで少なくなっています。

【 保育園待機児童（平成 26 年 4 月 1 日現在） 】



資料：データから見る福生（平成 26 年）

③ 特別保育の実施状況

ア 延長保育

保育園の保育時間は、原則午前7時から午後6時までですが、保護者の労働時間や通勤事情を考慮して、保育時間を夕方1時間延長する延長保育をすべての認可保育所で実施しています。また、2時間延長保育を認可保育所2園で実施しています。

【 1時間延長保育の利用状況 】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施園数	12園	12園	12園	12園	13園
月平均利用人員	382人	398人	406人	459人	567人

資料：子ども育成課

【 2時間延長保育の利用状況 】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施園数	—	—	—	—	2園
月平均利用人員	—	—	—	—	14人

資料：子ども育成課

イ 乳児保育（0歳児）

乳児保育需要に対応するため、市内全ての認可保育所（13園）で乳児保育が行われています。

【 乳児保育の利用状況 】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施園数	10園	10園	11園	11園	13園
月平均利用人員	76人	85人	101人	96人	99人

資料：子ども育成課

ウ 一時預かり保育

保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭など、緊急または一時的な保育が必要となる子どもを預かる一時預かり保育はすべての保育園で実施しています。

【 一時預かり保育の利用状況 】

施設	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	利用 人数	利用 日数	利用 人数	利用 日数	利用 人数	利用 日数	利用 人数	利用 日数	利用 人数	利用 日数
保育園	119 人	757 日	91 人	614 日	77 人	456 日	83 人	522 日	84 人	516 日

資料：子ども育成課

エ 休日保育・年末保育

保護者の就労などのために家庭で保育ができない子どもを預かる休日保育は、福生保育園、すみれ保育園で実施しています。

また、認可保育所が休園となる 12 月 29 日から 31 日までの間、保護者が仕事などの理由により家庭で保育できない子どもを預かる年末保育は、すみれ保育園で実施しています。

【 休日保育の利用状況 】

施設	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	利用 人数	利用 日数	利用 人数	利用 日数	利用 人数	利用 日数	利用 人数	利用 日数	利用 人数	利用 日数
福生保育園	26 人	209 日	34 人	292 日	27 人	207 日	32 人	248 日	25 人	250 日
すみれ保育園	-	-	-	-	-	-	-	-	14 人	29 日
※下段は年末保育	-	-	-	-	-	-	-	-	4 人	8 日
合計	26 人	209 日	34 人	292 日	27 人	207 日	32 人	248 日	43 人	287 日

資料：事務報告書

オ 病後児保育

病気の回復期にある保育園に在籍する子どもを、集団保育が困難な期間預かる病後児保育は、福生保育園とすみれ保育園で実施しています。

【 病後児保育の利用状況 】

施設	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数
福生保育園	17人	37日	19人	61日	18人	59日	24人	40日	34人	76日
すみれ保育園	-	-	-	-	-	-	-	-	10人	10日
合計	17人	37日	19人	61日	18人	59日	24人	40日	44人	86日

資料：事務報告書

カ 障害児保育

障害児の保育需要に対応するため、本市では全園で障害児保育が行われています。

【 障害児の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	12園	12園	12園	12園	13園
月平均利用人員	25人	22人	19人	19人	25人

資料：子ども育成課

④ 認定こども園

保育園と幼稚園の機能をあわせ持つ^{*}認定こども園は、本市には2か所整備されています。

【 認定こども園一覧 】

認定こども園名	定員
牛浜こども園	66名
認定こども園 福生多摩幼稚園	224名

資料：子ども育成課

※：巻末の用語集参照

⑤ 認証保育所

認証保育所は、東京都が定めた一定の基準を満たしていると認められた施設です。保護者が仕事や疾病のために一時的に保育ができない0歳児から5歳までの子どもを対象として市内に2か所整備されています。

【 認証保育所一覧 】

認証保育所名	定員
ちゃいれっく福生駅前保育園	20名
ありんこ保育園	36名
合計	56名

資料：子ども育成課

【 認証保育所利用状況の推移（延べ人数） 】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認証保育所	746人	463人	476人	569人	535人
認証保育所（管外）	164人	188人	291人	304人	227人
合計	910人	651人	767人	873人	762人

資料：子ども育成課

⑥ 家庭福祉員制度（保育ママ）

家庭福祉員制度（保育ママ）は、保護者が仕事や病気などの事情により家庭で保育できない乳幼児を家庭福祉員の自宅で預かり、家庭的な保育を行うものです。本市では、待機児童数が少ないため、実施していません。

⑦ 乳幼児ショートステイ

乳幼児ショートステイは、保護者の疾病や出産、冠婚葬祭等のため一時的に家庭で養育ができないとき、生後57日から小学校入学前の乳幼児を対象として、1回につき原則7日以内（宿泊可）お子さんをお預かりします。

平成18年4月から、社会福祉法人東京恵明学園に委託して実施しています。

【 乳幼児ショートステイの利用状況の推移（年間延べ人数） 】

施設	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数	利用人数	利用日数
東京恵明学園	38人	78日	34人	86日	22人	41日	37人	68日	8人	16日

資料：子育て支援課

⑧ ファミリー・サポート・センター

地域において育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助ができる方（提供会員）から構成され、地域の中で助けあいながら子育て（援助活動）をする育児をサポートする会員組織の有償ボランティア活動です。ファミリー・サポート・センターには相互援助活動の調整（コーディネート）をするアドバイザーがいます。

本市では、平成25年10月から事業を開始しています。

【 ファミリー・サポート・センターの利用状況 】

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	会員合計	利用日数
平成25年度	57人	38人	4人	99人	459回 (延べ回数)

資料：子育て支援課

※平成25年10月1日～平成26年3月31日

(2) 学童クラブ・ふっさっ子の広場・児童館の状況 ●●●●●●●●●●

① 学童クラブ等の状況

本市では、学童クラブ待機児解消のため、平成 22 年度に第 2 武蔵野台クラブ（定員 53 名）と第 2 さくらクラブ（定員 18 名）を開設し、12 か所で学童クラブを行っています。

【 学童クラブ利用状況の推移 】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
箇所数	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所
入所希望人数	497 人	510 人	506 人	455 人	476 人
入所児童数	497 人	510 人	506 人	455 人	476 人
入所率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
待機児童数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

資料：子ども育成課（各年 5 月 1 日現在）

【 学童クラブの性別学年別入所者数、受入れ可能数及びクラブ数 】

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 年生	男	82 人	88 人	83 人	69 人	84 人
	女	81 人	92 人	78 人	81 人	69 人
2 年生	男	80 人	66 人	81 人	69 人	58 人
	女	82 人	73 人	79 人	54 人	77 人
3 年生	男	56 人	56 人	51 人	61 人	55 人
	女	56 人	73 人	60 人	62 人	46 人
4 年生	男	22 人	26 人	32 人	23 人	40 人
	女	34 人	35 人	41 人	35 人	45 人
5・6 年生	男	1 人	0 人	1 人	1 人	0 人
	女	3 人	1 人	0 人	0 人	2 人
小計	男	241 人	236 人	248 人	223 人	237 人
	女	256 人	274 人	258 人	232 人	239 人
合計		497 人	510 人	506 人	455 人	476 人
受入れ可能数		619 人	619 人	619 人	619 人	619 人
クラブ数		12	12	12	12	12

資料：子ども育成課（各年 5 月 1 日現在）

② ふっさっ子の広場

※ふっさっ子の広場は、放課後に小学校内の施設や校庭を利用し、安全な見守りの中で、子どもが安心して楽しくすごせる「学び・体験・交流」の場として、平成 19 年 10 月から事業を開始しました。

現在では市内すべての小学校で実施されています。

【 ふっさっ子の広場の参加児童数と実施日数 】

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
一 小	参加児童数	4,553 人	5,808 人	4,273 人	4,966 人	5,489 人
	実施日数	177 日	235 日	241 日	242 日	241 日
二 小	参加児童数	3,921 人	5,990 人	7,214 人	8,512 人	6,609 人
	実施日数	167 日	234 日	239 日	239 日	239 日
三 小	参加児童数	5,688 人	6,190 人	6,098 人	8,335 人	8,724 人
	実施日数	220 日	232 日	237 日	237 日	238 日
四 小	参加児童数	3,985 人	6,037 人	4,052 人	5,367 人	4,130 人
	実施日数	171 日	232 日	235 日	238 日	237 日
五 小	参加児童数	4,033 人	4,707 人	3,859 人	4,057 人	4,762 人
	実施日数	221 日	234 日	239 日	241 日	239 日
六 小	参加児童数	6,693 人	7,968 人	7,928 人	7,771 人	8,105 人
	実施日数	225 日	234 日	236 日	240 日	240 日
七 小	参加児童数	4,567 人	4,753 人	4,208 人	4,999 人	4,617 人
	実施日数	222 日	234 日	240 日	241 日	242 日
合計	参加児童数	33,440 人	41,453 人	37,632 人	44,007 人	42,436 人
	実施日数	1,403 日	1,635 日	1,667 日	1,678 日	1,676 日

【 学童クラブとふっさっ子の広場の開所時間比較 】

項目	学童クラブ（延長育成時間を含む） ※児童館併設学童クラブのみ午後 8 時まで延長可能	ふっさっ子の広場
月～金曜日（4 月～9 月）	下校時から午後 7 時	授業終了時から午後 6 時
月～金曜日（10 月～3 月）	下校時から午後 7 時	授業終了時から午後 5 時
土曜日	午前 8 時から午後 7 時	—
長期休業期間（夏季）	午前 8 時から午後 7 時	午後 1 時から午後 6 時
長期休業期間（冬季）	午前 8 時から午後 7 時	午後 1 時から午後 5 時

※：巻末の用語集参照

③ 児童館

本市では、田園[※]児童館・武蔵野児童館・熊川児童館の3館が整備されており、指定管理者による管理・運営がされています。

児童館では子どもたちが遊びを通しての仲間づくりなど様々な活動を行っています。幼児の遊び場や親子事業もあり、母親などの交流の場にもなっています。また、子育てに関する情報交換や相談にも応じています。

【 児童館利用者の推移 】

年度	田園児童館	武蔵野台児童館	熊川児童館	合計
平成 21 年度	27,627 人	36,108 人	25,942 人	89,677 人
平成 22 年度	27,551 人	33,323 人	23,750 人	84,624 人
平成 23 年度	25,642 人	29,625 人	25,815 人	81,082 人
平成 24 年度	23,786 人	26,787 人	26,099 人	76,672 人
平成 25 年度	23,177 人	27,668 人	26,332 人	77,177 人

資料：子ども育成課

※：巻末の用語集参照

(3) 子ども家庭支援センター事業

子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関する市民の身近な相談窓口として、相談業務のほか、子育てに関する情報提供や子育てグループへの支援等を行っています。平成17年7月に開設、平成20年1月には従来型から先駆型に移行し、機能の充実を図っています。

【 各種相談事業の概要 】

年度	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計
平成20年度	1,666件	92件	177件	49件	619件	51件	2,654件
平成21年度	1,652件	71件	173件	54件	737件	37件	2,724件
平成22年度	2,881件	90件	188件	26件	935件	57件	4,177件
平成23年度	2,822件	72件	256件	9件	596件	123件	3,878件
平成24年度	3,573件	28件	281件	83件	1,187件	69件	5,221件
平成25年度	4,031件	13件	194件	15件	1,190件	15件	5,454件

資料：子育て支援課

(4) 幼稚園の状況

① 幼稚園数、在園児数

ア 施設数、在園児童数

本市には私立幼稚園が4園あり、独自の建学精神やその教育目標に基づき運営され、幼児の健やかな成長を支えています。

幼稚園終了後の※預かり保育は4園すべてで実施されており、多様な保育ニーズへの対応を図っています。

【 平成26年度幼稚園数、在園児数の状況（5月1日現在） 】

幼稚園	年齢	定員	市内在住園児数	市外在住園児数	合計園児数
私立幼稚園4園	3歳児	274人	138人	37人	175人
	4歳児	353人	132人	43人	175人
	5歳児	356人	144人	44人	188人
	計	983人	414人	124人	538人

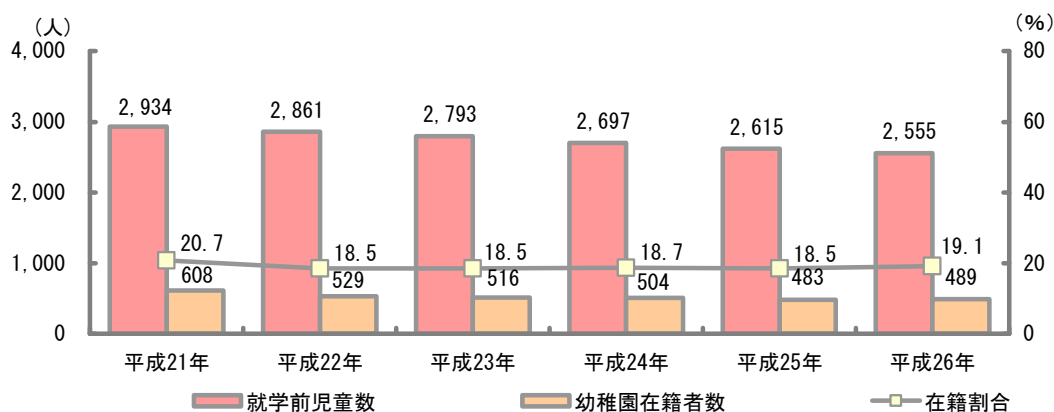
資料：子ども育成課

※：巻末の用語集参照

イ 就学前児童数と幼稚園在籍者数

就学前児童数は漸減傾向がみられ、それに伴い幼稚園在籍者数も減少傾向が続いています。また、幼稚園在籍割合は、平成22年以降18%台で推移し、平成26年に増加しています。

【 年齢別幼稚園の在籍割合 】

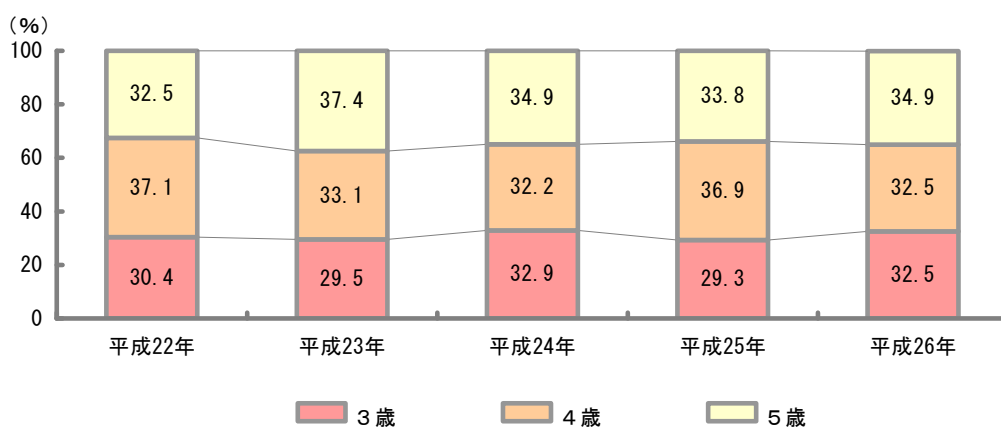


資料：子ども育成課（各年5月1日）

ウ 福生市における年齢別幼稚園の在籍割合

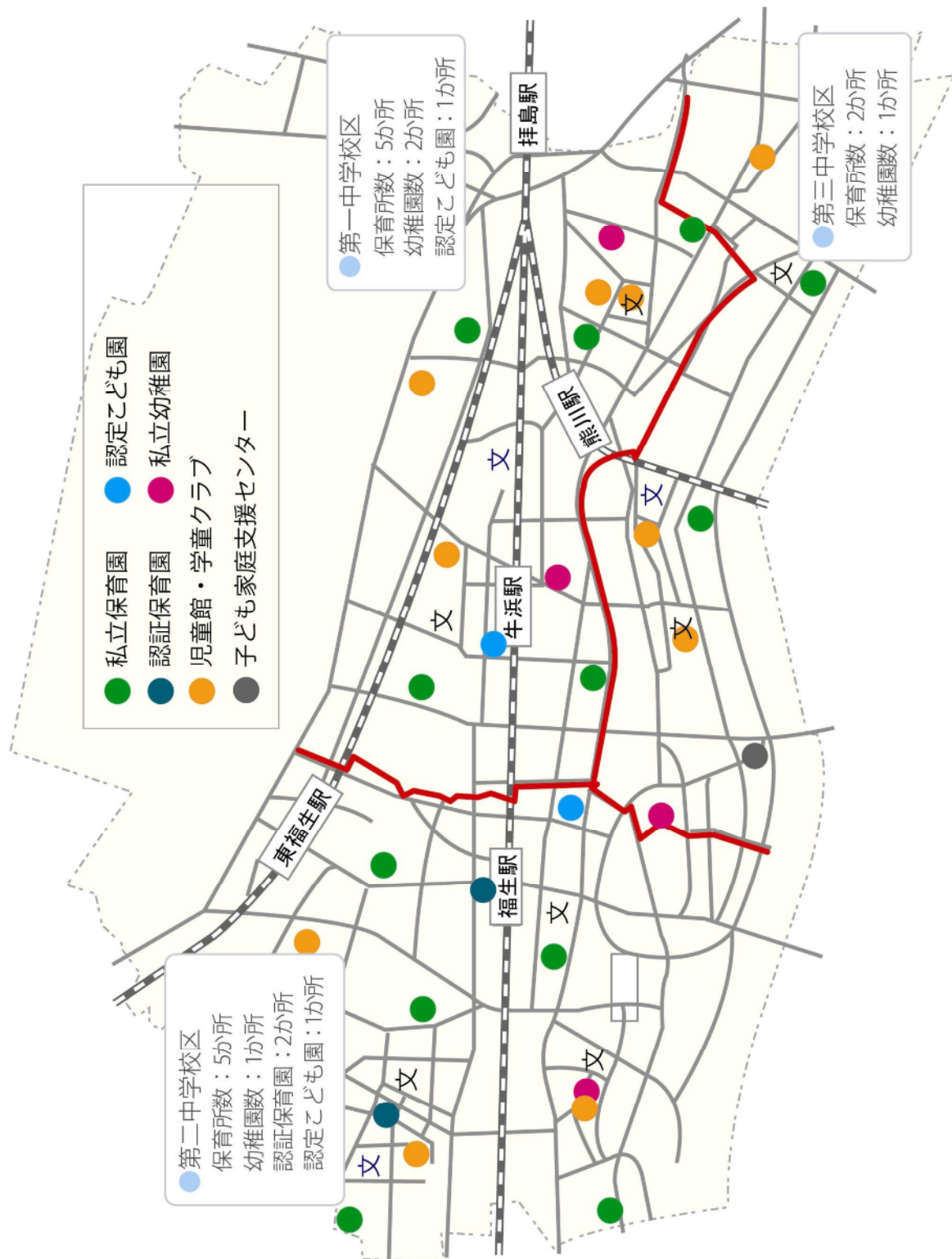
年齢別幼稚園の在籍割合をみると、各年齢の割合はほぼ横ばいで推移しています。

【 年齢別幼稚園の在籍割合 】



資料：子ども育成課（各年5月1日）

(5) 福生市の保育・教育施設の配置状況



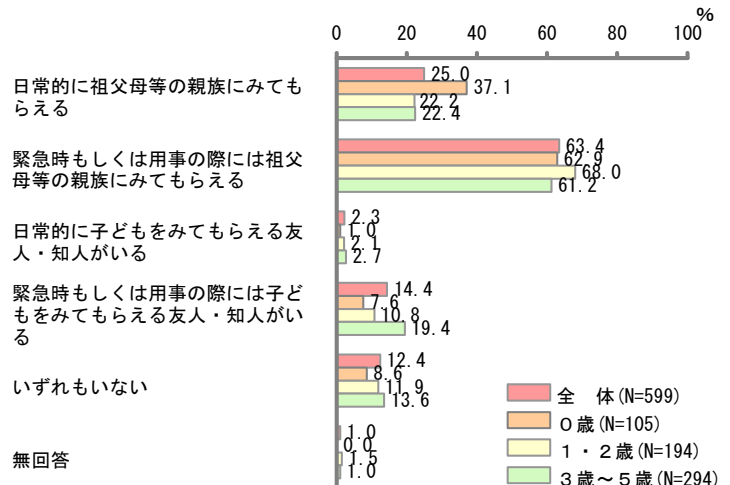
3 アンケートから見られる現状

(1) お子さんをご家族の状況について

① 子どもをみてもらえる親族・知人

- ・0歳、1・2歳、3～5歳ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、60%を超えています。
- ・0歳児は他の年齢に比べて、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が37.1%となっています。
- ・少数ではあるものの、すべての年代で「いずれもない」が全体で12.4%となっています。

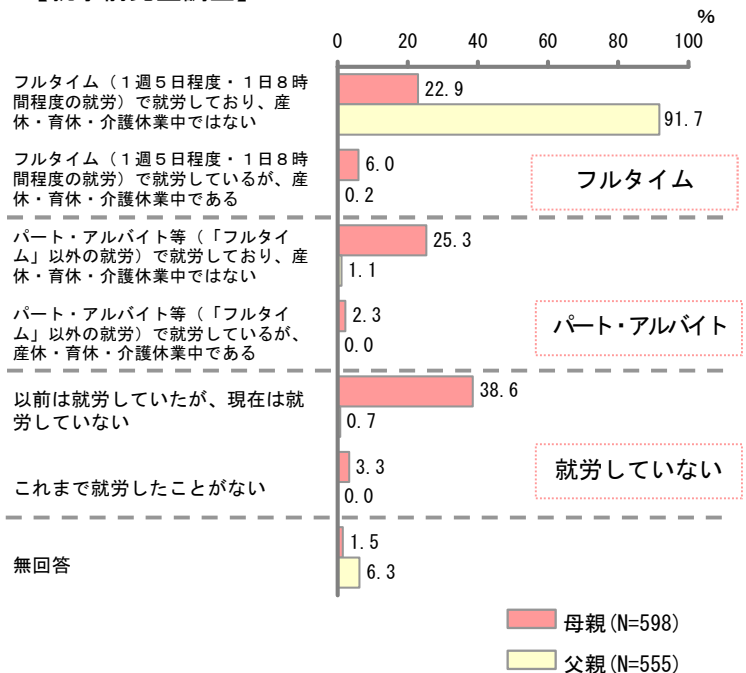
【就学前児童調査】



② 母親と父親の就労状況

- ・母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が38.6%、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が25.3%となっています。
- ・父親は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が91.7%となっています。

【就学前児童調査】

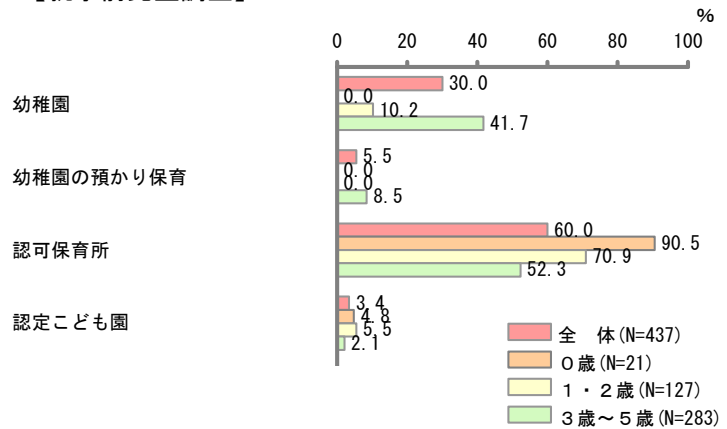


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日利用している教育・保育事業

- ・幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で73.0% (437件/599件) となっています。
- ・その内訳はすべての年齢で「認可保育所」が高く、0歳で90.5%、1・2歳で70.9%、3歳～5歳で52.3%となっています。

【就学前児童調査】

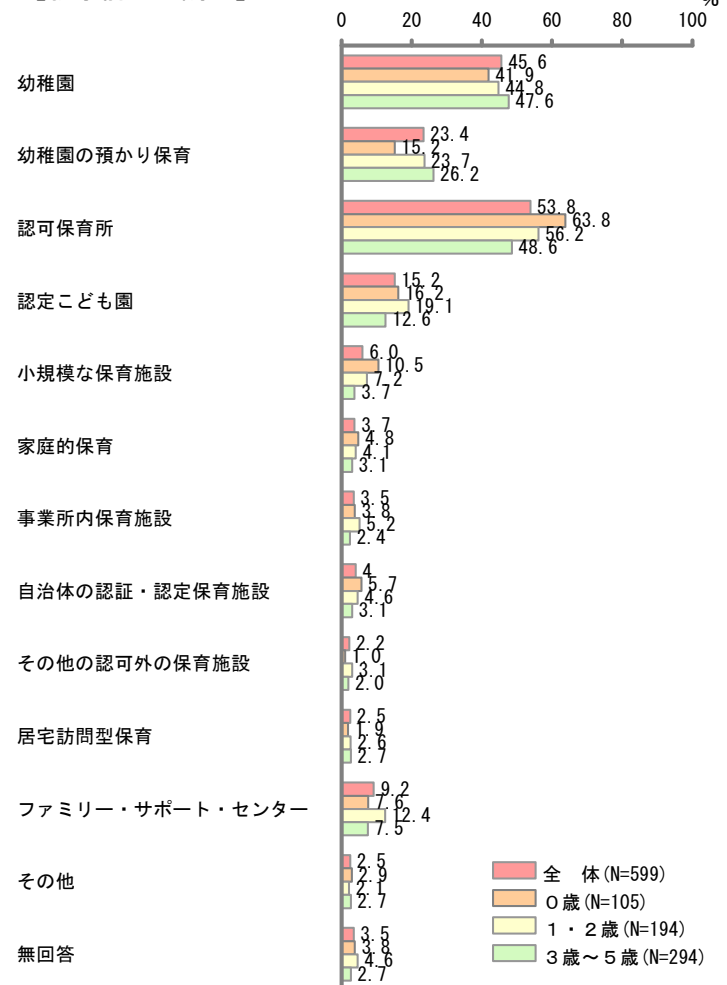


※主な施設・事業を抜粋しています。

② 平日利用したい教育・保育事業

- ・現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、すべての年齢で「認可保育所」と「幼稚園」の割合が高くなっています。
- ・平日利用している状況(上段)と比較すると0歳、1・2歳で「幼稚園」の割合が高くなっているとともに、「幼稚園の*預かり保育」への平日利用したいという希望の割合も高くなっています。
- ・「認定こども園」の利用希望も利用状況(上段)と比較すると高くなっています。

【就学前児童調査】

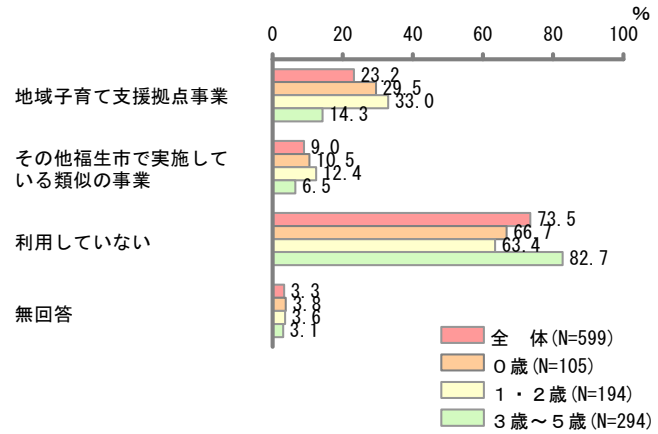


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

- ・※地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場)を利用しているかについて、「利用していない」の割合が高くなっており、3歳～5歳では82.7%となっています。
- ・「地域子育て支援拠点事業を利用している」の割合は1・2歳で33%となっています。
- ・その他、福生市で実施している類似事業は、子ども家庭支援センター・保健センター・公民館などが該当します。

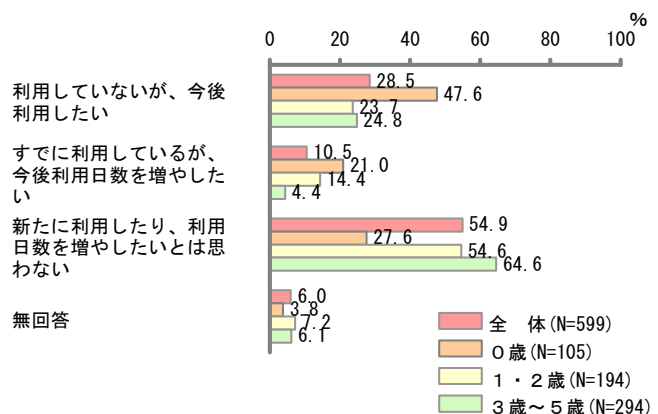
【就学前児童調査】



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- ・地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が全体で54.9%となっています。
- ・「利用していないが、今後利用したい」が0歳で47.6%と特に高くなっています。

【就学前児童調査】

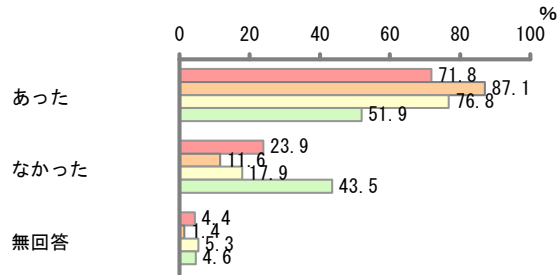


※：巻末の用語集参照

(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

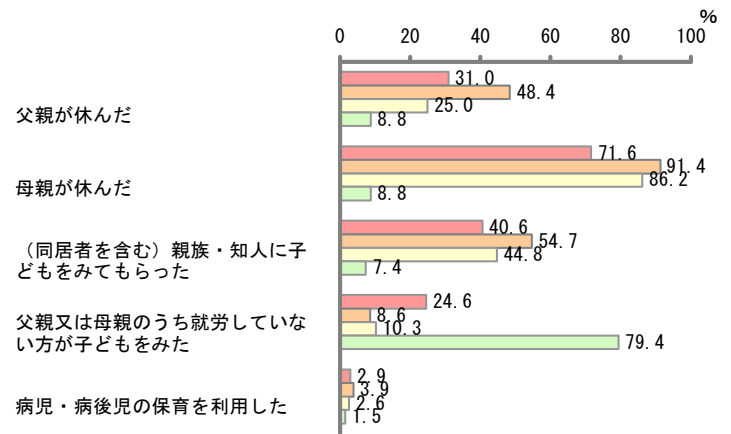
【就学前児童調査】



母親の就労状況

- 全体 (N=436)
- フルタイム (N=147)
- パート・アルバイト (N=151)
- 就労していない (N=131)

【就学前児童調査】



母親の就労状況

- 全体 (N=313)
- フルタイム (N=128)
- パート・アルバイト (N=116)
- 就労していない (N=68)

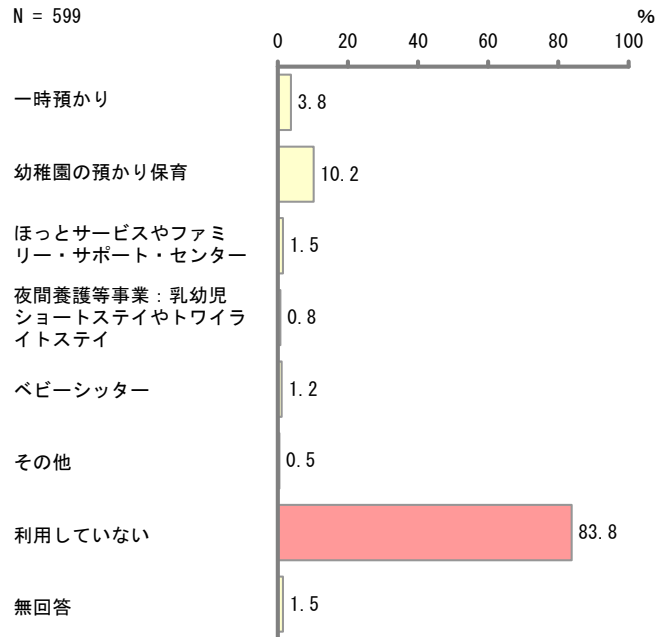
- ・ 1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」が全体で71.8%となっています。
- ・ 対処方法として、フルタイムとパート・アルバイトで「母親が休んだ」が全体で71.6%と最も高くなっています。また、フルタイムでは「父親が休んだ」が48.4%と高くなっています。

② 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

・日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期的に利用している事業はあるかについて、「利用していない」が83.8%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】

N = 599

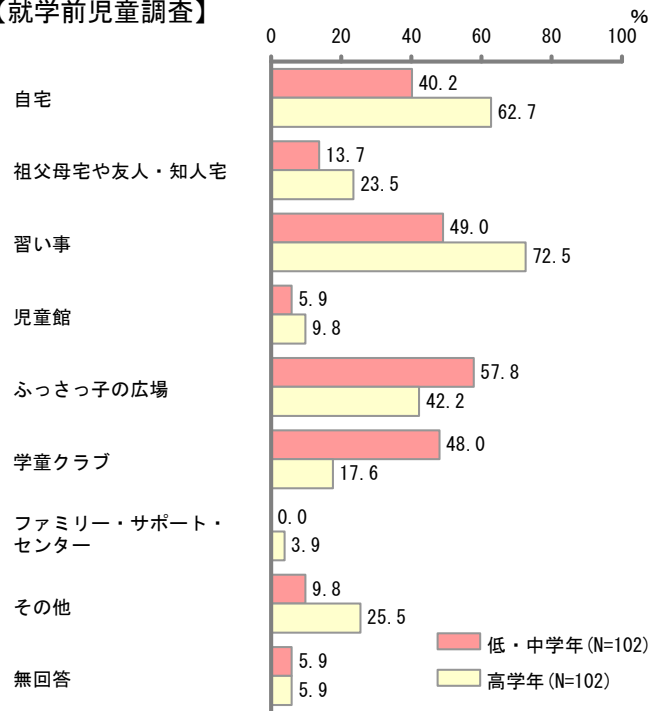


(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 就学前児童（5歳）の保護者の小学校にあがってからの希望

- ・お子さん（5歳）について、小学校にあがってからの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低・中学年（1～4年生）では、「※ふっさっ子の広場」が57.8%、「習い事」が49%、「学童クラブ」が48%の順になっています。
- ・高学年（5・6年生）では、「習い事」が72.5%と最も多く、次いで「自宅」が62.7%となっています。

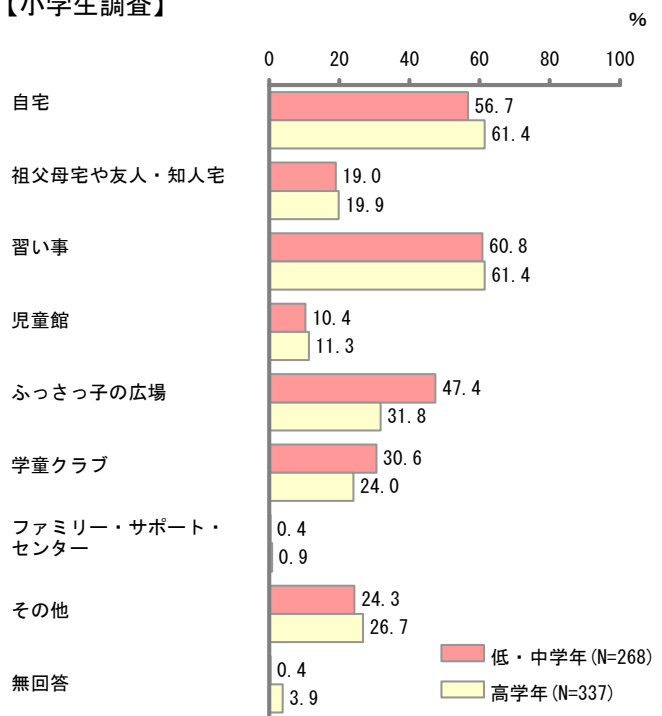
【就学前児童調査】



② 小学生の保護者の希望

- ・お子さんについて、低・中学年（1～4年生）のうち、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「習い事」が60.8%、「自宅」が56.7%と高くなっています。
- ・学童クラブが小学校6年生（高学年）まで利用可能となった場合、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「自宅」、「習い事」とともに61.4%と高くなっています。

【小学生調査】

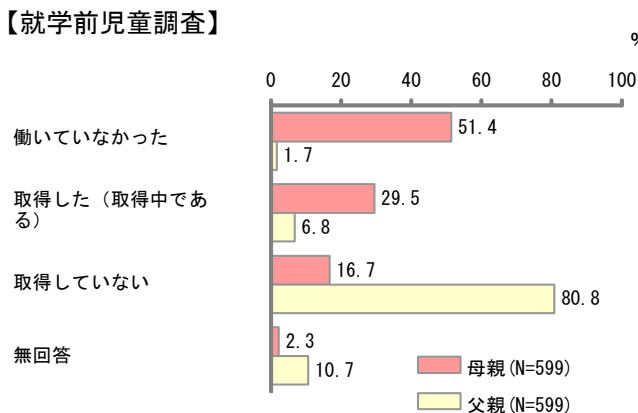


※：巻末の用語集参照

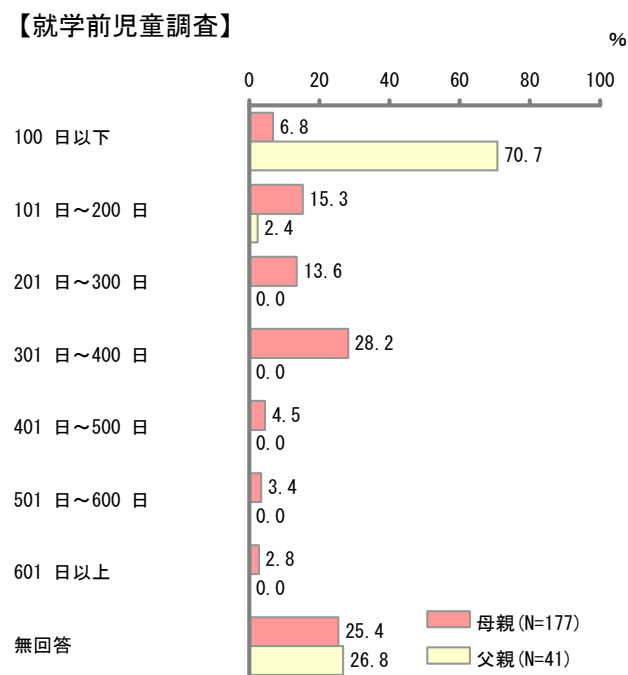
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について . . .

① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得日数

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



- ・ 育児休業を取得した (取得中) が母親は 29.5%、父親は 6.8%となっています。
- ・ 母親の取得日数では「301 日～400 日」が 28.2%となっています。

② 取得していない理由

【就学前児童調査】

単位：％

	件数	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	(産休後に)仕事に早く復帰したかった	仕事に戻るのが難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所(園)などに預けることができた	配偶者が※育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	職場に育児休業の取得要件を満たさなかった	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取得できることを知らなかった	産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した	その他	無回答
母親	100	13.0	7.0	5.0	8.0	0.0	11.0	7.0	0.0	5.0	36.0	24.0	9.0	3.0	2.0	23.0	3.0	
父親	484	34.3	36.8	0.0	4.1	6.8	30.4	1.2	19.2	29.8	1.0	12.6	0.6	1.9	0.0	10.5	7.0	

- ・ 育児休業を取得していない方の理由は、母親で、「子育てや家事に専念するため退職した」が36%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が24%となっています。
- ・ 父親では、「仕事が忙しかった」が38.6%、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が34.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が30.4%となっています。

(7) 子育て全般について

① 子育てで不安や負担と感ずること

単位：％

	件数	子どもの健康に不安がある	子どもの発育・発達に不安がある	子どもの食事や栄養に不安がある	子どもの教育に不安がある	子どものしつけに不安がある	子どもの友だちつきあいに不安がある	配偶者の協力が少ない	配偶者と子育ての意見が合わない	子育てにかかる経済的な負担が大きい	子育ての大変さを身近な人が理解してくれない	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない	地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込方法がよくわからない	住宅が狭い	不安や負担などは感じない	その他	無回答
就学前児童	599	14.9	13.4	21.9	28.4	46.1	20.0	13.9	6.2	38.4	4.3	12.0	7.2	17.5	6.7	8.2	3.7
小学生	337	9.5	14.2	16.0	40.9	31.8	32.6	12.8	6.2	45.4	2.1	5.0	5.3	15.7	8.6	5.6	5.6

② 子育てで必要な支援・対策

単位：％

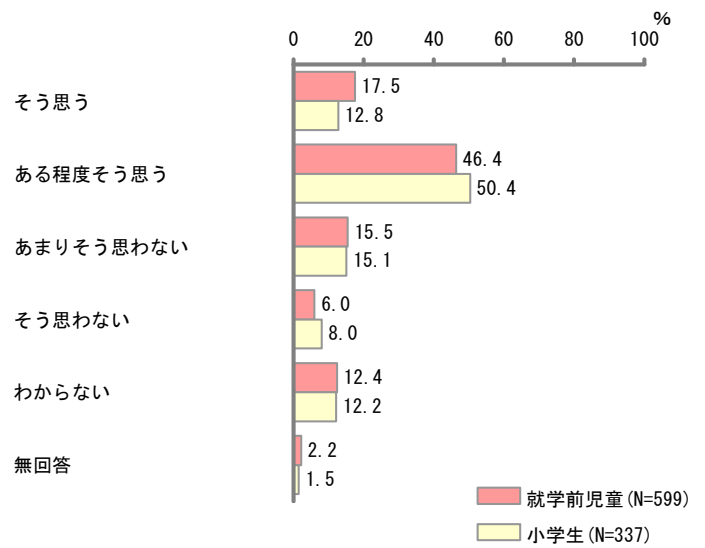
	件数	地域における子育て支援の充実	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の充実	妊娠・出産に対する支援	母親・乳児に対する安心感	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面の充実	仕事と家庭生活の両立	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	特別な支援を要する児童への支援	その他	無回答
就学前児童	599	23.5	29.0	6.3	11.7	9.2	8.5	22.9	25.2	25.9	21.9	3.5	2.2	26.2
小学生	337	24.0	8.6	5.9	17.8	5.0	3.3	36.2	24.9	25.5	35.0	7.7	4.7	16.9

- ・子育てに関して、不安や負担などを感じることにについては、就学前児童調査では、「子どものしつけに不安がある」が46.1%と最も高く、小学生調査では、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が45.4%となっています。
- ・子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについては、就学前児童調査では、「保育サービスの充実」が29%と最も高く、小学生調査では、「子どもの教育環境」が36.2%高くなっています。

③ 子育てしやすいまちかどうか

・福生市は子育てしやすいまちだと思いますかについては、「そう思う」と「ある程度そう思う」をあわせた“子育てしやすいまちだと思う”が就学前調査では、63.9%、小学生調査では、63.2%となっています。

【就学前児童・小学生調査】



4 福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

平成 25 年度に実施した福生市次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～平成 26 年度）の実施状況に基づき、市独自数値目標について評価を行い、その評価を踏まえ、本計画に引き継ぐ分野及び重点をおくべき分野の指標を明確にしました。また、本市では平成 23 年から「子育てするなら ふっさ」を掲げ、様々な子育て世代を応援する取り組みを行ってきました。その取組を目標別に整理し、福生市次世代育成支援行動計画を評価しました。

※次世代育成支援行動計画（後期計画）評価基準

A評価：実施率 90%以上、B評価：実施率 50～90%未満、

C評価：実施率 50%未満

目標 1 「家庭・地域における子育ての支援」の評価

共働き家庭だけでなく専業主婦やひとり親家庭、障害児を養育している家庭など、すべての子育て家庭への支援が求められていることから、子育て家庭の孤立を防ぎ、負担を軽減するために子育て家庭を地域社会全体で支援してきました。また、家庭内における^{*}児童虐待、学校における^{*}いじめ等の早期発見に努め、関係機関をはじめ地域が連携をして適切な対応が図れるよう体制の整備に取り組んできました。

目標全体では 56 事業のうち、平成 25 年度の A 評価は 50 事業、達成率は 89%（50 事業/56 事業）であり、おおむね高い達成率となっています。また、B 評価は 11%（6 事業/56 事業）、C 評価はありませんでした。

主な取り組みとして、平成 25 年度に、地域において育児に関する相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」が子ども家庭支援センター内に開設され、地域の中で助け合いながら子育て支援に努めています。また、市内事業者とともに子育て家庭を経済的な支援を行う「子育て支援カード」を発行し、子育て家庭を地域で応援しています。さらに自由参加型の放課後子ども教室である「^{*}ふっさっ子の広場」は、現在は市内全 7 小学校で実施され、小学生の新たな居場所となっています。今後は、家庭環境等の変化により多様化する相談に応えられるよう、情報提供及び相談業務の充実を図るとともに、関係機関との更なる連携を深め、安心して子育て・子育てができるよう地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図っていく必要があります。

※：巻末の用語集参照

目標2「母と子の健康を守り増進する」の評価

母子の健康を確保するため保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、母子保健施策等を充実するとともに、食育や思春期保健対策を推進してきました。

目標全体では36事業のうち、平成25年度のA評価は36事業、達成率は100%(36事業/36事業)となっており、B評価及びC評価はありませんでした。

新計画において、地域の子ども・子育て支援事業の実施にあたり、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携確保が必要です。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他母子保健関連施設等を推進することが必要となります。

目標3「子どもの豊かな人間形成を支えるまちづくり」の評価

保育園、幼稚園との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が求められており、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ってきました。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組んできました。

目標全体では31事業のうち、平成25年度のA評価は30事業で、達成率は97%(30事業/31事業)となっています。また、B評価は1事業(3%)、C評価はありませんでした。

子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

今後は家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていきます。

目標4「子育てと仕事を両立できるまちづくり」の評価

※育児休業制度の普及等により、年度途中の保育園への入所希望は増える傾向にあるため、認可保育園の定員の増や認定こども園を新設し、保護者がスムーズに社会へ復帰できるよう子育て環境の充実を図り、子育てと仕事の両立が可能となる保育サービスの提供ができるよう努め、保護者の選択の幅を広げてきました。

目標全体では30事業のうち、平成25年度のA評価は24事業、達成率は80%(24事業/30事業)となっています。また、B評価は6事業(20%)、C評価はありませんでした。

主な取り組みとして、平成25年4月に、ファミリー・サポート・センター事業を立ち上げ、同年10月より事業を実施しています。

今後は、女性の社会進出により共働き家庭が増える中、保護者の子育てと就労の両立を支援するために、子どもが病気であるために保育園などに預けられない時に病院等で保育を行う「病児保育」の実施に向け検討します。また、学童クラブは、新制度により小学校6年生までの受入れを行うこととなりますので、国が推進する40人規模の学童クラブを検討する必要があります。

目標5「子どもにやさしいまちづくり」の評価

災害や犯罪から生命と財産を守るため、災害対策や防犯体制を整備し、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、災害対策のための基礎知識を身につけるための講演などを通して、安全安心なまちづくりを推進してきました。また、生活道路や通学路の安全を確保し、暗い通りには街路灯をつけるなど、歩行者も自転車も安全に移動できる環境の整備に取り組んできました。

目標全体では10事業のうち、平成25年度のA評価は8事業、達成率は80%(8事業/10事業)となっており、おおむね方向性通り実施できるものの、市民アンケート調査の自由意見では、防犯、通学路、公園の整備などに対する対策・改善を強化してほしいという意見が多くありました。また、B評価は2事業(20%)、C評価はありませんでした。

今後は、人口構造の大きな変化や情報化社会の進展など社会環境の変化に伴い、子どもたちの地域への関心や愛着が希薄化している中で、本市の特性や今ある地域の資産の活用や、家庭・学校・地域・行政等との連携など、社会全体で子どもにやさしいまちづくりを推進することが求められます。

※：巻末の用語集参照

【 特定 12 事業の目標設定の進捗状況 】

番号	事業名	目標	平成25年度事業実績
1	通常保育事業	児童数 1,260人 箇所数 12か所	児童数1,247人（4月1日現在） 認証保育所1か所を認可保育所に移行し箇所数は13か所となった。 待機児が多い0歳～2歳児を中心に定員増を図り（1,200人→1,280人） を図り、平成25年4月には待機児が解消された。
2	特定保育事業	検討	平成25年度より専用スペースでの一時※預かり保育、定期利用保育を開始（1箇所）し、市内認可保育所13か所の一時預かり、幼稚園4園での在園児を対象にした預かり保育で対応した。
3	延長保育事業	箇所数 12か所	平成25年度より認可保育所2か所で2時間延長を行った。 ・1時間延長：認可保育所11か所 ・2時間延長：認可保育所2か所
4	夜間保育事業	検討	実施場所や運営体制等の課題があり、実施しておらず、ショートステイ、ほっとサービス、ファミリー・サポート・センター事業で対応した。
5	トワイライトステイ事業	検討	実施場所や運営体制等の課題があり、実施しておらず、ショートステイ、ほっとサービス、ファミリー・サポート・センター事業で対応した。
6	休日保育事業	児童数 30人 箇所数 2か所	休日保育を実施する保育所の増と年末保育を行い充実を図った。 ・休日保育：認可保育所2か所 ・年末保育：認可保育所1か所 延利用日数 287日
7	病児・病後児保育事業	日数 1,680日 箇所数 2か所	病後児保育を実施する保育所の増を行い充実を図った。また、対象を学童クラブに在籍する小学校3年生まで拡大した。 認可保育所2か所 延利用日数 86日
8	※放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	児童数 570人 箇所数 12か所	12クラブ 294日開所 受入可能人数 619人 登録人数（月平均）487人 待機児なし
9	※地域子育て支援拠点事業（ひろば型）（センター型）	ひろば型 箇所数 4か所 センター型 箇所数 1か所	※児童館3館、福生杉の子保育園で実施 児童館：週3日、1日3時間開設、9ひろば事業154回（延べ参加人数5,254人）を実施 福生杉の子保育園：週5日、1日3時間開設 センター型は、実施場所や運営体制が課題であり、現在は、公共施設の空きスペース、空き店舗等の1室を利用した「ひろば型B」を検討している。
10	一時預かり事業	日数 8,160日 箇所数 16か所	平成25年度より専用スペースでの一時預かり保育、定期利用保育を開始（1箇所）し、市内認可保育所13か所の一時預かり、幼稚園4園での在園児を対象にした預かり保育を実施した。 認可保育所での一時預かり保育 13か所 延利用日数516日
11	ショートステイ事業	箇所数 1か所	利用件数22件、利用日数41日 東京恵明学園1か所に委託
12	ファミリー・サポート・センター事業	箇所数 1か所	平成25年度に目標を達成した。 ・会員募集の広報掲載、事業説明会を開催 ・会員証の交付、会員同士の顔合わせ、関係機関との調整を実施 ・提供会員への講習会（3日間コース）を3回、交流会1回、提供会員フォローアップ講習会を1回実施。 ・ファミサポ通信2回発行登録会員数：提供会員38人、依頼会員57人、両方会員4人。

特定 12 事業：保育サービスの質と量の充実・強化に向けた取り組み状況

※：巻末の用語集参照

《次世代育成支援行動計画後期計画の総括》

本市は、「子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念として、平成 16 年 3 月に次世代育成支援行動計画前期計画を策定し、平成 22 年 3 月に次世代育成支援行動計画後期計画を策定しました。

本市は、大きく「家庭・地域における子育ての支援」「母と子の健康を守り増進する」「子どもの豊かな人間形成を支えるまちづくり」「子育てと仕事を両立できるまちづくり」「子どもにやさしいまちづくり」という側面から、「子育てするならふっさ」として、従来からの施策に加え新たな施策の取組みも開始しました。

次世代育成支援行動計画は 10 年間の計画として終了を迎えようとしている今、本市においても様々な子育て施策が新たに立ち上がり、子育て環境が充実してきていると言えます。保育所及び学童クラブにおける待機児は少なく、全ての子どもと子育て家庭を支援しています。さらに、*ふっさっ子の広場をはじめとした地域人材を有機的に活用した事業が立ち上がるなど、地域ぐるみで子どもの育ちを支援する環境も整備されてきています。

しかしながら、本計画策定時に実施したアンケート調査では、子育てに関して、不安や負担などを感じることにについては、就学前児調査では、「子どものしつけに不安がある」が 46.1%と突出して高くなっています。子育てと仕事の両立の難しさや、核家族化によって、子育てについての知識が十分に得ていないことなどが一因と考えられます。

また、ヒアリング調査では、子どもと親の生活が一体化し、子どもの生活リズムが崩れ、子どもたちの意欲等に大きく支障をきたしている現状があることがわかりました。

子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会となるには、~~主人公としての子どもの育ちを成長段階に沿って公的に子どもの育ちと子育てを行政や社会全体で支援していくことが求められています。~~それは、保護者が子育ての責任を果たし、親が子どもとの絆を深め、子どもの育ちを支える力を自ら高めていくことができる環境づくりを支援していくことでもあります。そのためには、地域社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、参画と協働の考えを持ってそれぞれの役割を果たすことができるよう、地域における子育て支援の機能を強化していくことが重要になってきます。そして、これらの取り組みを進めるため、「*ソーシャルインクルージョンの視点を持った切れ目のない支援の実現」が必要です。~~教育・保育施設を利用する子ども・子育て家庭のみならず、在宅や社会的擁護の必要な子ども・子育て家庭などを含む、全ての子ども及び家庭を対象として支援するとともに、~~このような状況に鑑み、全ての子ども・子育て家庭を対象として支援するとともに、ライフステージに応じた多様な子ども・子育て支援の提供を行っていくことが求められています。

※：巻末の用語集参照

1 基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。



子どもの育ちと子育ての喜びが 実感できるまち

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

福生らしい個性と魅力、にぎわいと活気を生み出し、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思い、「子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち」を基本理念として、『このまちが好き 夢かなうまち 福生』を実現できるよう、子育て支援の施策を推進します。

2 基本方針

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わっている現在、地域をあげて社会全体で子ども・子育て支援を行い、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では、これまで推進してきた「福生市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏まえ、次の5つを基本方針として「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」と子育て支援施策を通じた魅力あるまちづくりの実現に向けて取り組みます。

(1) すべての子どもとその家庭に立った支援

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

また、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することが可能となります。そのために、親としての自覚と責任を高めつつ、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

(2) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を充実させます。

3 基本目標

基本理念を実現するために、次の5項目を基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標1 家庭・地域における子育ての支援

子育てをしているすべての家庭が子育てにともなう喜びを実感できるように、地域における多様な人材や資源を活用し、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進します。

すべての子どもの健やかな成長を支援するために、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

基本目標2 母と子の健康を守り増進する

安心して健やかな子どもを生み育てることができるように、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。

基本目標3 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。また、家庭、学校・幼稚園・保育所等、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育・保育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てる喜びや楽しさを理解できるような取り組みを推進します。

基本目標4 子育てと仕事を両立できるまちづくり

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

基本目標5 子どもにやさしいまちづくり

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるように、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

4 施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】

子どもの育ちと子育ての喜びが実感できるまち

1 家庭・地域における子育ての支援

1 地域における子育て支援体制の充実

2 子育て世帯への経済的支援

3 ひとり親家庭の自立支援の推進

4 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

5 子どもの放課後の居場所づくり

2 母と子の健康を守り増進する

1 子どもや母親の健康の確保

2 小児医療・思春期保健対策の充実

3 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり

1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保

2 幼稚園・保育園・小学校の連携

3 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

4 子育てと仕事を両立できるまちづくり

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

2 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

5 子どもにやさしいまちづくり

1 子どもの安全の確保

2 子育てを支援する生活環境の整備

【基本施策】

基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実
基本施策 2 子育て支援のネットワークづくり
基本施策 3 子育て情報の提供
基本施策 4 相談機能の充実

基本施策 1 経済的負担の軽減

基本施策 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本施策 1 児童虐待防止策の充実
基本施策 2 障害児施策の充実
基本施策 3 外国人家庭に対する対応

基本施策 1 子どもの居場所づくり

基本施策 1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消
基本施策 2 子どもや母親の健康づくり
基本施策 3 食育の推進

基本施策 1 小児医療の充実
基本施策 2 思春期保健事業の推進

基本施策 1 自立と協同の態度を育む幼児期の学校教育・保育の推進
基本施策 2 放課後児童健全育成事業の充実

基本施策 1 幼稚園・保育園・小学校の連携

基本施策 1 学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成
基本施策 2 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり
基本施策 3 地域の教育力の向上
基本施策 4 環境の浄化

基本施策 1 広報・啓発活動の推進
基本施策 2 男性の子育て参加の推進

基本施策 1 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

基本施策 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
基本施策 2 子どもを災害や犯罪の被害から守るための活動の推進
基本施策 3 被害に遭った子どもの保護の推進

基本施策 1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保
基本施策 2 安全な道路交通環境の整備

5つの基本目標の実現に向けて、14の施策の方向に基づく、現状・課題、今後の方向と、目標指標を定め、福生市の役割について計画を推進していくものとしています。



基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての様々な課題の解決に向けて、5つの基本目標を設定しています。※第3章参照
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標を実現するための14の施策の方向を設定しています。 ・アンケート調査等から福生市の現状・課題と方向性を示しています。
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標・施策の方向を実現するため、様々な指標の中から、5年後のあるべき姿を評価するための成果指標を設定しています。 ・指標は、市民アンケートや統計データなどを参考にしています。 ・計画の目標は5年後の31年度としていますが、目標の達成状況を計画最終年度の1年に点検し、その進捗状況の分析結果を次期計画へ反映していきます。
基本施策 (福生市の取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標・施策の方向を達成するための主な個別事業として、市が取り組むべき役割を示しています。 ・施策・事業別に担当課と方向性を示しています。 ・方向性は、施策・事業別の指標によるこの5年間の方向性を示しています。 ・各基本施策の表における☆印は、子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています。

基本目標 1 家庭・地域における子育ての支援

施策の方向 1 地域における子育て支援体制の充実

急激な少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てへの負担感が増大しているといわれています。

本市ではこれまで、共働き家庭のみならず、専業主婦家庭・ひとり親家庭等を対象とした支援として、子ども家庭支援センター事業の充実を図るとともに、※児童館等における子どもの遊び場や居場所づくりに取り組んできました。

アンケート調査によると、子育てに関して、多くの保護者が不安や負担を感じていることがわかります。その内容をみると、「子どもの教育に不安がある」「子どもの友だちつきあいに不安がある」「配偶者の協力が少ない」「子育ての大変さを身近な人が理解してくれない」「配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいない」「地域の子育て支援サービスの内容や利用・申込方法がよくわからない」などが高くなっており、子育ての孤立化がうかがえます。

そのため、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが必要となります。

本市では、平成 25 年 10 月からファミリー・サポート・センター事業に取り組み、育児の相互援助活動を地域とともに支えています。

このようにすべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるよう、すべての子育て家庭を対象とした支援を充実します。

また、子どもや保護者が教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、相談体制を充実します。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	ファミリー・サポート・センターの会員数	依頼会員・提供会員・両方会員	依頼会員 57 人 提供会員 38 人 両方会員 4 人	増加
2	利用者支援事業	相談件数	未実施	実施

基本施策1 地域における子育て支援サービスの充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てボランティア等への支援、見守りサポート事業、※児童虐待防止に関する事業など、児童を養育する家庭の総合的な支援を行います。また、子育て中の親子のセンター利用の促進や子育て支援の情報提供の充実に努めます。	充実	子育て支援課
2 ☆	地域子育て支援事業	※児童館等身近な場所で、子育てに関する相談や乳幼児と保護者を対象とした講座を実施します。	充実	子ども育成課
3	子育てサロン	子育て中の保護者の悩みや不安の解消、※ひきこもりへの対応、児童虐待の未然防止等を目的に、市民参加型の居場所づくりを進めます。	継続	社会福祉協議会
4 ☆	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい方と育児の援助が出来る方（有償ボランティア）が会員となり、地域における育児の相互援助活動を行う会員組織。センターにはアドバイザーを配置し、援助活動の調整をします。	充実	子育て支援課
5	福祉センター機能の充実	児童及び子育て中の保護者の生活相談、健康の増進、サービス提供の充実に努めるとともに、福祉活動団体の育成、地域住民等の施設利用を促進します。	継続	社会福祉協議会
6 ☆	地域子育て支援事業（センター型）の実施	認可保育所や公共施設等を活用して、孤立しがちな子育て家庭を対象に、子育て相談や※子育てサークルの支援を行います。	継続	子ども育成課
7	赤ちゃんはじめての絵本事業	生後3か月の乳児健診時に、絵本を贈呈するとともに親子のコミュニケーションの大切さを伝えるために読み聞かせを行います。	継続	子ども育成課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

基本施策2 子育て支援のネットワークづくり

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	地域組織化事業	地域住民や教育機関、保育機関、民生委員・児童委員、ボランティア、その他民間事業者等と行政が一体となって、地域子育て支援ネットワークを構築します。現在、保育団体連絡会があります。	継続	子育て支援課 社会福祉協議会

※：巻末の用語集参照

基本施策3 子育て情報の提供

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	子育て支援情報の充実	子育て支援情報に関するホームページの充実を図ります。	継続	子育て支援課
2	子育てハンドブックの配布	子育て中の保護者が、子育てサービスの利用選択が十分にできるように、子育て支援情報の提供を行います。	充実	子育て支援課

基本施策4 相談機能の充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	各種相談事業の充実度	保健福祉に関する様々な相談が身近なところで気軽にできるよう、窓口の充実に努めるとともに、相談体制のネットワーク化を図ります。	継続	福祉 保健部 子ども 家庭部
2 ☆	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約と提供を行うとともに、子どもや保護者が、円滑に利用できるように身近な場所で相談に応じるなどの支援を実施します。	新規	子ども 育成課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

施策の方向 2 子育て世帯への経済的支援

少子高齢化や単身化がさらに進行し、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然とし厳しい中、地域、市民に大きな影響を及ぼし、子育てにかかる経済的負担が増大しているといえます。

厚生労働省の調査では平成 21 年の「子どもの貧困率」は 15.7%となっており、約 6人に1人が貧困状態とされています。貧困による格差の広がり、教育や進学機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。生まれた時点で共通のスタートラインに立つことができ、成長する過程において子どもをサポートすることが、社会のあり方としても重要です。子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

アンケート調査によると、就学前児童や小学生の保護者では、不安や負担など感じていることとして、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」が 38.4%～45.4%と上位を占めていることから、さらなる経済的支援が求められています。

今後においても、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実します。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	子育てにかかる経済的な負担が大きいと感じる割合	保護者が経済的負担が大きいと感じる割合	就学前児童：38.4% 小学生：45.4%	減少

基本施策 1 経済的負担の軽減

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	未熟児養育医療給付事業	未熟児で出生し、入院養育が必要と認められた方に対し、指定医療機関において医療の給付を行います。	継続	健康課
2	児童手当	中学校修了前の児童を養育している方に支給します。(所得制限あり)	継続	子育て支援課
3	児童育成手当(育成手当)	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父母(父又は母に一定の心身障害がある場合を含む)に支給します。(所得制限あり)	継続	子育て支援課
4	児童育成手当(障害手当)	20歳未満の心身に障害のある子どもを養育している方に支給します。(所得制限あり)	継続	子育て支援課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
5	児童扶養手当	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育している母（父に重度の心身障害がある場合を含む）又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子育て支援課
6	特別児童扶養手当	20歳未満で、心身の障害や疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもを養育している父母又は養育者に支給します。（所得制限あり）	継続	子育て支援課
7	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園に通園する園児の入園料及び保育料の一部を助成します。（所得制限あり）	継続	子ども育成課
8	私立幼稚園保護者補助金	私立幼稚園に通園する園児の保護者負担軽減事業で、所得に応じて補助金を交付します。	継続	子ども育成課
9	認可外保育所利用者補助事業	認可外保育所（認定こども園、認証保育所）を利用されている方に、認可保育園の保育料と公平にするため、その差額を補助します。	継続	子ども育成課
10	乳幼児医療費助成制度	義務教育就学前の児童を養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。（所得制限なし）	継続	子育て支援課
11	義務教育就学児医療費助成制度	義務教育就学児（小学校1年生から中学校3年生）を養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。ただし、通院の場合、保険診療の自己負担額のうち1回200円が本人の負担となります。（所得制限なし）	継続	子育て支援課
12	育成医療費助成制度	18歳未満の児童で、一定の機能障害があり手術等により障害の改善が見込まれる方に対し、健康保険診療の自己負担分を助成します。ただし、1割分は本人負担となります。（所得に応じた自己負担上限額、及び所得制限あり）	継続	子育て支援課
13	子育て支援カード発行事業	市と市内の事業者（協賛店）が連携し、協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業で、妊婦又は中学生以下の子どもがいる世帯の支援ならびに地域活性化を図ります。	継続	子ども育成課

施策の方向3 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭については、離婚の増加などにより年々増える傾向にあります。

アンケート調査においても、就学前児童調査に比べ、就学児童調査の配偶者がいない割合が高く、1割を超えています。

国調査（労働力調査）では、母子家庭の80.6%が就業しており、このうち「正規の職員・従業員」が39.4%、「パート・アルバイト等」が47.4%と、非正規雇用の割合が高くなっていることから、安定した就業を可能にするための支援が必要となっています。

また、父子家庭の91.3%が就業していますが、このうち「正規の職員・従業員」が67.2%、「自営業」が15.6%、「パート・アルバイト等」が8.0%と、就業が不安定な家庭があり支援が必要となっています。

母子家庭での経済的な問題や、父子家庭における家事や子育てに不慣れなことによる問題などを抱えているケースが少なくありません。

今後もひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実します。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	ひとり親ホームヘルプサービス事業利用率	登録者の利用率	60%	増加

基本施策1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	児童育成手当 (育成手当) (再掲)	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父母(父又は母に一定の心身障害がある場合を含む)に支給します。(所得制限あり)	継続	子育て支援課
2	児童扶養手当 (再掲)	18歳に到達した年度末までの子ども(一定の心身障害を有する場合は20歳未満)を養育している母(父に重度の心身障害がある場合を含む)又は養育者に支給します。(所得制限あり)	継続	子育て支援課
3	ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳未満の子ども(一定の障害を有する場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭等(父又は母に一定の心身障害がある場合も含む)に対し、医療費の全部または一部を助成します。(所得制限あり)	継続	子育て支援課
4	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みごとなどの相談に応じます。	継続	子育て支援課
5	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親家庭であって、家事または育児等の日常生活に支障をきたしている家庭にホームヘルパーを派遣します。	継続	子育て支援課
6	母子及び父子福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父に、事業開始、就学支度、修学、転宅等に必要な資金の貸付けをします。	継続	子育て支援課
7	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、2年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の訓練促進費を支給して経済的支援を行います。	継続	子育て支援課
8	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合受講料の一部を支給します。	継続	子育て支援課

施策の方向 4 特別な配慮が必要な子育て家庭への支援の充実

子どもが健やかに成長するためには、子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。

近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、多くの不安やストレスを抱えているともいわれ、わが子を虐待してしまう痛ましい事件の増加が大きな社会問題となっています。

虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。＊児童虐待の防止として、地域での日頃の声かけなどによる関係づくりが大切と言われています。要保護児童対策地域協議会や乳児家庭全戸訪問事業を活用して児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや関係者に対するサポート体制を充実します。

近年、幼稚園・保育園・学校において発達障害やその周辺域の子どもたちが増加の傾向にあります。従来の3障害（身体、知的、精神）に加え、発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥・多動性障害、アスペルガー症候群等）を含めた支援のあり方が課題となっています。また、医療ケアを必要とする児童の支援の充実も求められています。

障害児や発達に偏りのある児童の自立には、乳幼児期からの継続的な支援が重要であるため、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談・支援体制を充実します。

本市は総人口に占める外国人の割合が都内 26 市で最も高いため、外国籍の家族を持つ家庭に対する支援は重要な施策です。ヒアリング調査においても、外国人家庭の多い保育園もあり、言語や文化の違いなどによる様々な課題がみられています。

在住外国人は複雑な生活問題を抱える場合もあるため、英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語などの母国語で日常生活の基本が分かる資料の充実や、相談体制の整備を図ります。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	乳児家庭全戸訪問事業の実施率	訪問実施率	83.3%	増加
2	教育・保育施設での障害児の受け入れ率	受入数/希望者数	100%	継続

基本施策 1 児童虐待防止策の充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	※児童虐待防止のネットワークづくり	要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待の未然防止、早期発見と早期対応の取組みを目指し、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進めます。	継続	子育て支援課
2	児童虐待防止マニュアル等の活用	児童虐待への対応マニュアル、ポスター等を作成し虐待防止に努めます。また、市民向けの児童虐待等防止のためのリーフレットを作成し、児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。	充実	子育て支援課
3 ☆	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべて家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	健康課
4 ☆	育児支援家庭訪問事業	児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行なう育児支援ヘルパーの派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。	充実	子育て支援課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

基本施策 2 障害児施策の充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	障害者（児）短期入所サービス（ショートステイ）	在宅の心身障害者（児）が保護者又は家族の疾病等の事由により、家庭における介護を受けることが困難になった場合に施設等で一時的に利用することができます。	継続	障害福祉課
2	点字図書の給付（日常生活用具給付事業）	視覚障害者に対して点字図書を給付することにより、点字図書による情報入手を容易にします。	継続	障害福祉課
3	障害者（児）居宅介護サービス（ホームヘルプ）	介護を必要とする心身障害者（児）に対し、身体介護、家事援助など日常生活を支援するホームヘルパーを派遣します。	継続	障害福祉課
4	日常生活用具給付等事業	在宅の心身障害者（児）に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活を支援します。	継続	障害福祉課
5	障害者（児）おむつ等助成事業	常時臥床の状態又はこれに準ずる状態の心身障害者（児）におむつ等を助成します。	継続	障害福祉課

※：巻末の用語集参照

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
6	小児精神障害者入院医療費助成	精神科の入院治療を必要とする18歳未満の者に対し入院医療費を助成します。	継続	障害福祉課
7	生活介護・地域活動支援センター「れんげ園」の運営	就業が困難な心身障害者（児）に対し、社会的自立に必要な訓練、指導を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	継続	障害福祉課
8	日中一時支援事業の実施	障害者（児）の日中における活動・訓練の場を確保し、在宅で介護をしている家族の一時的な休息を支援する日中一時支援事業を実施します。	継続	障害福祉課
9	通級指導学級（情緒障害）の設置	小中学校に設置した通級指導学級で、自閉症や注意欠陥・多動性障害、心因的な※不登校等情緒的な課題のある児童・生徒への特別な教育的支援を行います。	継続	指導室
10	教育・保育施設での障害児の受け入れ	幼稚園、認定こども園、保育園で軽度の障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障害児を抱える保護者の就労を支援します。	継続	子ども育成課
11	学童クラブの障害児受入	全ての学童クラブにおいて、集団生活になじむことが可能で、かつ通所することができる障害児を受入れます。	継続	子ども育成課
12	重度身体障害者（児）住宅設備改善費給付事業	重度身体障害者（児）に対して、住宅の設備改善に要する経費を給付し、自立した在宅生活を送れるよう支援します。	継続	障害福祉課
13	※児童館における障害児対象事業	障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。	継続	子ども育成課
14	障害児相談事業	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	継続	子ども育成課
15	障害児の入浴サービス	自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。	継続	障害福祉課
16	重度身体障害者（児）訪問入浴サービス	自宅の浴室等で入浴することが困難な在宅の重度身体障害者（児）の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを提供します。	継続	障害福祉課
17	児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。	継続	障害福祉課

※：巻末の用語集参照

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
18	医療型児童発達支援事業	肢体不自由の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。	継続	障害福祉課
19	放課後等デイサービス	放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	継続	障害福祉課
20	補装具費の交付	身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもので義肢、装具、車椅子等を給付又は貸与し、日常生活を支援します。	継続	障害福祉課
21	自動車ガソリン券費用の助成	心身障害者（児）が日常生活の利便および拡大を図るため利用する自動車のガソリンの費用の一部を助成します。	継続	障害福祉課
22	中等度難聴児発達支援事業	両耳の聴力レベルが30dB以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。	継続	障害福祉課
23	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	継続	障害福祉課
24	臨床心理士の巡回相談	臨床心理士が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取り組みを行います。	継続	子ども育成課 指導室

基本施策3 外国人家庭に対する対応

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	外国籍保護者のための日本語通訳事業	日本語能力の不十分な外国籍保護者に対して、通訳者を配置し、母国語で相談・支援を実施します。	継続	子育て支援課
2	日本語適応指導事業	日本語指導が必要な児童・生徒に対して、日本語適応指導の講師を配置するとともに、※NPO法人と連携して、必要な日本語の指導を行う。	継続	指導室
3	多言語によるパンフレットの作成	外国人家庭に対して、市が発行する各種パンフレットの外国語版（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等）を作成します。	継続	全課

施策の方向5 子どもの放課後の居場所づくり

都市化や少子化の進行による子どもたちの遊び方の変化は、子どもどうしが集団で遊びに熱中して互いに影響し合って活動する機会を減少させ、様々な体験をする機会の喪失となっています。また地域社会の大人が地域の子どもたちに関心を払わない、積極的にかかわろうとしない、かかわりたくてもかかわり方を知らないなど、地域における地縁的つながりの希薄化の傾向も見られます。こうした状況は子どもの育ちに影響し、人格形成に大きな影響を与えています。

国は子どもたちに関わる重大事件の続発などにより、青少年の問題行動の深刻化や地域や家庭の教育力の低下等を緊急的課題ととらえ、未来の日本を創る心豊かでたくましい子供を社会全体で育むため、「地域子ども教室推進事業」として、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援してきました。

本市においても、「*ふっさっ子の広場事業」を平成19年度に立ち上げ、現在は市内全7小学校に拡大し、学童クラブや*児童館とともに、子どもの放課後の居場所となっています。

アンケート調査では、就学前調査において低・中学年（1～4年生）のうち、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかの設問で、「ふっさっ子の広場事業」が57.8%と最も高く、次いで「習い事」が49.0%、「学童クラブ」が48.0%となっています。

また、自由意見においても、「ふっさっ子の広場事業」における様々なイベントが企画され安心して預けることができているという声があがっています。

本市の学童クラブにおいては、平成22年に2クラブを新たに開設したことにより、待機児童が解消されました。また、保護者の就労状況に対応するため、延長育成を実施しています。

今後も子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保し、子どもの社会性を育むため気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行います。

また、中高生の放課後の居場所づくりなどでは、子どもに関係する団体や行政機関ごとの情報把握に止まり、情報の共有が進んでおらず、子どもの居場所がどこで、何をしているのか広く知られないままとなっていることから、地域で子どもに関する様々な活動を行っている民間団体や行政機関がそれぞれの立場を超え、協力していくことが必要です。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	学童クラブの入所児童数	入所児童数	476人	増加
2	※ふっさっ子の広場事業の入所児童登録率	入所児童登録率	92.3%	継続

基本施策 1 子どもの居場所づくり

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	※児童館・公民館事業の充実	児童館、公民館などを活用し、子ども、特に中学生、高校生を対象とした居場所づくりを進めます。	充実	子ども育成課 公民館
2	公園、児童遊園等の整備	子どもが自然とのふれあいや遊びを通して成長できるよう、公園や児童遊園の整備充実に努めます。	継続	施設課
3	図書館の充実	図書館専用ホームページを利用し、インターネットにより乳幼児・児童・中高生へ図書館情報を発信します。	充実	図書館
4	プレイパーク（冒険遊び場）の創造	従来の公園と異なり、子どもたちの自己責任のもとで創造力を工夫して遊びを創り出す、プレイパークを創造します。	継続	施設課 子ども育成課
5 ☆	学童クラブ事業	小学校6年生までを対象に市内12クラブで放課後対策として、学童クラブを実施します。軽度の障害児の受入を充実します。	継続	子ども育成課
6 ☆	学童クラブの延長育成事業	市内全12クラブで実施します。	継続	子ども育成課
7	ふっさっ子の広場事業	学校施設を活用し、安全な見守りのもと、多くの友だちや異学年との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性などを身につけ、子どもたち一人ひとりを健やかに育てていきます。	継続	生涯学習推進課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

※：巻末の用語集参照

基本目標 2 母と子の健康を守り増進する

施策の方向 1 子どもや母親の健康の確保

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。また核家族化やひとり親家庭の増加などの影響により、母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

今後も親子同士が交流でき、子育てについて悩みを話し合える場をさらに充実して、多くの親子の参加を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制を充実します。

乳幼児の健康診査については、未受診を減らすとともに、既存の相談窓口の周知・利用促進を図る必要があります。特に、特別な配慮が必要な子どもについては、早期対応・早期療育につなげるため、保健・医療機関等関係機関と連携し、適切な対応が実施できるよう支援体制を強化します。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	乳児家庭全戸訪問事業の実施率（再掲）	訪問実施率	83.3%	増加
2	乳幼児健康診査の受診率	各種乳幼児健康診査の受診率	3か月児 97.2% 6か月児 90.9% 9か月児 84.8% 1歳6か月児 88.9% 3歳児 88.7%	増加

基本施策1 妊娠・出産・育児に対する不安の解消

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊娠届出を行った妊婦に対して交付します。妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載していき、後の保健指導等の参考とします。交付時には、保健師が面接します。	継続	健康課
2	パパママクラス	妊婦及び配偶者等を対象に出産や育児に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	健康課
3	妊産婦・新生児訪問指導	妊産婦の心や身体の相談、子どもの発育や育児等、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	健康課
4	低出生体重児の届出・未熟児訪問指導	未熟児の育児上重要な事項について、家庭訪問のうえ、適切な指導・助言を行います。	継続	健康課
5 ☆	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべて家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。	継続	健康課
6	子育て教室	子どもの保護者を対象に子育て教室を開催し、知識の啓発と普及を図るとともに相談指導の充実に努めます。	継続	健康課
7	育児相談	乳幼児の保護者を対象に助産師、保健師、栄養士による育児相談を実施します。	継続	健康課
8	心理相談	1歳6か月・3歳児健康診査時に臨床心理士による子ども相談を実施します。	継続	健康課
9	3歳児経過観察健康診査 (子どもグループ)	幼児がグループで遊ぶ機会を設け、成長度、発達度等を観察し、適切な指導を行います。	継続	健康課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

基本施策2 子どもや母親の健康づくり

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	母子保健連絡協議会	母子保健連絡協議会において、母子保健に関する基本的事項を協議し、母子保健施策の効果的な推進を図ります。	継続	健康課
2	母子健康手帳の交付(再掲)	妊娠届出を行った妊婦に対して交付します。妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の結果及び予防接種の記録等を記載していき、後の保健指導等の参考とします。交付時には、保健師が面接します。	継続	健康課
3	妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に受診を勧奨し、妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に実施します。	継続	健康課
4	妊婦歯科健康診査	母親学級の開催に併せて、妊婦歯科健康診査を実施します。	継続	健康課
5	妊産婦・新生児訪問指導(再掲)	妊産婦の心や身体の相談、子どもの発育や育児等、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。	継続	健康課
6	産婦健康診査	産婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に3か月児健康診査と同時に実施します。	継続	健康課
7	乳幼児健康診査	乳幼児を対象に身体測定、診察、栄養相談などを総合的に行い疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
8	乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査等で要経過観察となった乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
9	乳幼児発達健康診査	発達の遅れの疑いのある乳幼児を対象に健康診査を実施し、疾病等の早期発見に努め、適切な指導を行います。	継続	健康課
10	乳幼児歯科健康診査	乳幼児を対象に歯科健康診査を実施し、歯科健康教育、保健指導、予防処置を行い、虫歯の罹患率を下げしていきます。	継続	健康課
11	幼児体操教室	幼児の健康増進、保護者の交流を図るため、マット、フープ(輪)、鉄棒、跳び箱等を使用し、体操教室を開催します。	継続	スポーツ推進課
12	体育館託児付き事業	フラダンス、エアロビクス等の教室を開催し、保護者のストレス解消及び健康増進を図ります。	継続	スポーツ推進課

基本施策3 食育の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	食に関する相談・指導	妊産婦、乳幼児の保護者を対象に乳幼児の年齢に応じたバランスのとれた食事の作り方、栄養指導を行い、乳幼児期からの良い食習慣づくりや楽しく食事のできる環境づくりなど食に関する学習の推進を図っていきます。パパママクラス、育児相談、乳幼児健康診査時に集団及び個別指導（アレルギーなど）を実施します。	継続	健康課
2	離乳食教室	離乳食教室を開催し、適切な離乳食の作り方、離乳の進め方を指導します。また、指導内容の充実に努めます。	継続	健康課

施策の方向 2 小児医療・思春期保健対策の充実

核家族化などの影響により、家庭において子どもの病気に対する基礎知識が不足しがちになっているため、子どもの急な体調変化の際の相談体制の充実や、夜間・休日等における医療体制の充実が必要となっています。

また、子どもたちは、少年期に入ると学校生活など、親から離れて集団で過ごすことが多くなり、自我が形成され、心身ともに著しく成長します。思春期には、成長過程の中で心と体がアンバランスになりやすく、その結果、性的な悩みや精神的な不安等を抱えることも考えられます。

このため、保護者や子どもに対して、性に関する正しい知識を普及し、親子でそれらについて話し合うことの重要性を伝えていく必要があります。また、友人やマスメディアからの影響を受けやすい時期でもあるため、学校、地域、家庭の連携により、飲酒、喫煙、薬物乱用の防止に努めます。さらに学校や関係機関と連携し、健全な青少年の育成を図ります。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	※児童館での相談機能の充実	児童館と関係機関との連携事業数	未実施	実施

基本施策 1 小児医療の充実

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	乳幼児医療費助成制度（再掲）	義務教育就学前の児童を養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。（所得制限なし）	継続	子育て支援課
2	小児医療の充実	乳幼児に対する医療の充実を図るため、小児科医の確保を関係機関へ要請していきます。	継続	健康課
3	東京都医療機関案内サービス	夜間、休日の医療機関案内（コンピュータによる自動応答サービス）や病気やケガの際の対処、病気や子育ての基礎知識についての情報を都のホームページで提供しています。	継続	東京都

※：巻末の用語集参照

基本施策2 思春期保健事業の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	心の健康に関わる専門医の配置	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	指導室
2	教育相談室の臨床心理士による学校の巡回	教育相談室の臨床心理士が小・中学校を巡回し、教職員への助言や、保護者、本人との相談、必要によって関係機関との連携を図ります。	継続	指導室
3	アドバイザースタッフの配置	※不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザースタッフを採用し、教育相談補助として活用します。	継続	指導室
4	学校適応支援室の活用	学校適応支援室において、不登校児童・生徒の自立を支援します。	継続	指導室
5	スクールソーシャルワーカーの配置	不登校や問題行動等の学校への不適応状態がある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	継続	指導室
6	※児童館での相談機能の充実	子どもたちが抱える悩みを気軽に相談できるよう、日ごろから子どもたちに関わっている職員が相談に応じます。	継続	子ども育成課
7	思春期に関する取り組み	思春期の子どもやその保護者に対して講演会等を行います。また、小中学校では、「保健」の授業の中で取り扱います。	継続	健康課 指導室
8	喫煙防止教室	小学校へ出向き、喫煙が体に与える影響を啓発し、喫煙の防止に努めます。また、中学校では「保健」の授業の中で取り扱います。	継続	健康課 指導室
9	薬物乱用防止啓発運動	ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知させ、乱用防止に努めます。また、中学校では「保健」の授業の中で取り扱います。	継続	健康課 指導室

※：巻末の用語集参照

基本目標 3 子どもの健やかな育ちを支援するまちづくり

施策の方向 1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。集団の中での自発的な遊びを通して「※生きる力」の基礎を養うとともに、幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。

本市の幼児期の教育・保育施設は、私立保育園（認可保育所及び認証保育所）15園での多様な保育サービスの提供、私立幼稚園4園での独自の建学精神やその教育目標に基づく運営により、それぞれに幼児の健やかな成長を支えています。

アンケート調査から就学前児童の子どもをもつ保護者において、子育ての孤立化や子育てについての不安が広がりつつある傾向がみられるため、幼稚園や保育園が核となり、地域での子育てを支援する役割を果たすことが求められています。

ヒアリング調査では、幼児が初めて家庭を離れ、多くの時間を過ごす幼児教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる園内外の体験を通じて「協同的に遊ぶ」経験を確保し、子どもの育ちを保障していくことが重要という意見があがっています。

そのため、就学前児童の子ども自立と協同の態度を育むことを目的とし、異年齢交流や子どもの自発的な活動としての遊びや子ども同士が共通の目的を持ち、協力・工夫して遊ぶ「協同する経験」などを通して、豊かな社会性を育むための取組を充実します。

また、社会が急激に変化する中で、子どもが健やかに成長できるよう幼稚園・保育園が家庭・地域と連携を深め、子育てをしている親をサポートしていくことが求められます。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	待機児童数	各年4月1日における待機児童数	5人	解消

基本施策 1 自立と協同の態度を育む幼児期の学校教育・保育の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1 ☆	認可保育所による通常保育の実施	保護者の就労又は疾病等の理由により、保育の必要性が認められる場合、保護者の申込みにより保育を実施します。	継続	子ども育成課
2 ☆	低年齢児保育の充実	保育所において1歳未満の児童に対して保育を実施します。	継続	子ども育成課
3 ☆	一時預かり事業	保護者が傷病・リフレッシュ等により、児童を家庭で監護できない場合、一時的に保育ができるよう充実を図ります。	充実	子ども育成課
4 ☆	訪問型一時預かり事業の実施	保護者が傷病等により、児童を家庭で監護できない場合、保育士等が一時的に家庭を訪問して保育を実施します。	検討	子ども育成課
5 ☆	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、19時（1時間延長）までの延長保育を実施します。また、一部の保育園では20時（2時間延長）まで実施します。	継続	子ども育成課
6	休日保育事業	保護者が、休日での就労等により児童を家庭で監護できない場合に対応し、休日保育を実施します。	継続	子ども育成課
7 ☆	病後児保育	保育所に通所している病気の回復期の児童を対象に、保育所等で一時的に保育を実施します。現在、福生保育園1箇所を実施しています。	継続	子ども育成課
8 ☆	病児保育	子どもが病気であるために保育園などに預けられない時に、病院等で保育をします。	新規	子ども育成課
9	認証保育所事業	多様な保育ニーズに応えるため、認証保育所（東京都独自の基準を満たす保育事業所）を保育施設として活用し、保育を実施します。	継続	子ども育成課
10	認可外保育所利用者補助事業	認可外保育所（認証保育所、保育室）を利用されている方に、認可保育園の保育料と公平にするため、その差額を補助します。	継続	子ども育成課
11 ☆	トワイライトステイの実施	保護者が夜間まで帰宅できない場合など、子どもの監護が困難な場合、施設等で平日の夜間（10時まで）や休日に一時的に児童をあずかります。	検討	子ども育成課
12	障害児保育の充実	軽度の障害児を健常児とともに集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進していきます。	継続	子ども育成課
13 ☆	乳幼児ショートステイの実施	保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間（7日以内）児童をあずかります。	継続	子育て支援課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
14	保育園の園庭開放	子どもたちが交流できるように、日時等を指定し園庭を開放しています。	継続	子ども育成課
15 ☆	認定こども園	幼稚園と保育園が相互に連携して、子どもたちが一体的に教育・保育を受けられる施設の設置を推進します。	充実	子ども育成課
16 ☆	私立幼稚園	市内の私立幼稚園4園で、幼児の発達を促す適切な教育環境のもと、それぞれの時期にふさわしい充実した生活を営み、発達に必要な活動を自然に受けられる計画的な教育を推進します。	継続	子ども育成課
17 ☆	幼稚園における※預かり保育の充実	幼稚園における在園児を対象とした預かり保育の充実を図ります。	継続	子ども育成課
18	幼稚園における園庭・園舎の開放	地域との交流などを目的に園庭・園舎を開放します。	継続	子ども育成課
19	幼稚園における相談情報提供等事業	養育に関する問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	継続	子ども育成課
20	プレ幼稚園事業	幼稚園教育課程外の2歳児を対象とした保育となります。子どもの成長に合わせて、無理なく次の段階(幼稚園教育課程)へ進めるような保育を行います。	継続	子ども育成課
21	保育園・幼稚園と小学校との連携	保育園・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を構築します。	充実	子ども育成課
22	家庭福祉員制度(保育ママ)	おおむね3歳未満の児童を保育者(保育ママ)の居宅において保育します。労働その他の理由により家庭において保育されることに支障がある方を対象とします。	検討	子ども育成課
23 ☆	幼稚園における一時預かり事業	保護者が傷病・リフレッシュ等により、児童を家庭で監護できない場合、一時的に幼稚園で保育ができるようにします。	継続	子ども育成課

☆印は子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しています。

施策の方向 2 幼稚園・保育園・小学校の連携

近年、集団行動ができない、授業中に座ってられない等の「小1プロブレム」などの問題から、小学校就学前と後の接続していく部分の連携が注目されています。

子どもの豊かな人間性や^{*}生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育園・小学校は幼児・児童の交流や、教師・保育士の交流により、子どもの発達にとって必要な学習の場であるとともに互いの学び合いの場となっています。

ヒアリング調査では、市内の仕組みとして園児と児童や、園と学校との交流は十分にできていない状況であり、子どもの成長を支えるためにも、幼稚園・保育園・小学校との交流が必要との声があがっています。

小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう幼稚園・保育園・小学校の連携を強化し、幼児教育・保育から小学校教育へ滑らかな接続を図り、連続した育ちと学びを支援する教育体制づくりを進める必要があります。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	幼稚園・保育園と小学校の交流事業数	幼稚園と小学校、保育園と小学校との交流事業数	17事業	充実

基本施策 1 幼稚園・保育園・小学校の連携

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	幼稚園・保育園・と小学校との連携	幼稚園・保育園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、連携を図る体制を構築します。	充実	子ども育成課
2	学習指導・生活指導スタンダード(仮称)の策定	就学前教育と義務教育期の教育指導・支援の向上を図るために、学習指導及び生活指導における、幼稚園・保育園・小中学校の成長目標の共有化や学習内容の一貫化に向けた、「学習指導・生活指導スタンダード(仮称)」を策定します。	新規	指導室
3	臨床心理士の巡回相談(再掲)	臨床心理士が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取り組みを行います。	継続	子ども育成課 指導室

施策の方向3 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの*確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視することが求められます。

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本市の特徴を生かした教育を推進します。

また、親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、*地域子育て支援拠点等で、家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して、家庭の教育機能を高めるとともに、家庭・地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めます。

近年、スマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの*メディアを通じて、性や薬物、暴力等、過激な情報が氾濫しています。こうした情報は、子どもでも身近なところで手軽に入手できる環境にあり、子どもにかかわる犯罪を起こす引き金としても懸念されています。

そのため、家庭、学校、地域社会、そして行政が一体となって子どもを有害情報から守り、健全な育成を推進します。

児童・生徒の心身の健全な発達に資する学校給食については、応急給食機能や避難所機能を備え災害時に活動拠点となる防災食育センター（災害時対応施設）の整備を進めます。平常時には、施設の応急給食機能を活用し、食物アレルギーにも対応した、安全で安心できる学校給食を作り、給食の調理過程を見学できる食育施設の機能も持たせま

す。

子どもたちの生活習慣や家庭における食生活の変化により、学校給食の目的に変化が生じているため、学校給食には、子どもたちの心身の健全な育成を図ることだけでなく、正しい食に関する知識やマナーを身につけるなどの「食育」の推進が求められています。

学校給食を通じた「食育」の重要性が増していることから、中学校における食育の推進を図るための中学校完全給食を実施するとともに、食物アレルギーを持つ児童・生徒に対しても安全を第一に考慮した対応を実施します。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	保護者（親子）対象子育て支援事業	地域子育て支援事業利用者数	893人	増加

基本施策1 学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	心理相談員の配置	心理相談員を4名配置し、心理的要因等に関する相談についての充実を図ります。	継続	指導室
2	心の健康に関わる専門医の配置（再掲）	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	指導室
3	アドバイザースタッフの配置（再掲）	※不登校児童・生徒へのアプローチとして、学生等のアドバイザースタッフを採用し、教育相談補助として活用します。	継続	指導室
4	学校適応支援室の活用（再掲）	学校適応支援室において、不登校児童・生徒の自立を支援します。	継続	指導室
5	スクール※ソーシャルワーカーの配置（再掲）	不登校や問題行動等の学校への不応状態がある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	継続	指導室
6	英語教育推進委員会の設置	国際的な視野に立ち、グローバル化の進展の中で活躍できる力を育成し、国語力及び英語力を身に付け、コミュニケーション能力の向上を図るため、「英語教育推進委員会」の設置を検討します。	検討	指導室
7	郷土資料室の小学生対象事業	小学生が福生市の自然、歴史、文化について学ぶ機会として、体験学習や自然観察会、小学校との連携事業を行います。	継続	生涯学習推進課
8	災害時対応施設整備事業	災害時の活動拠点となる応急給食機能や避難所機能を備えた防災食育センター（災害時対応施設）を整備し、当該施設の応急給食機能を有効活用することで、平常時には、学校給食を作るとともに、食物アレルギーへ対応できる施設の整備、並びに給食の調理過程を見学できる機能や研修機能を備えた食育施設を整備します。	新規	学校給食課

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
9	学校給食事業	食物アレルギーの対応や更なる食育の推進、学校給食の目的の達成を目指し、安全・安心で、栄養バランスの取れたおいしい昼食を提供するため中学校完全給食を実施する。	充実	学校給食課
10	食物アレルギー対応事業	食物アレルギーを持つ児童・生徒に対し、安全を第一に考慮した代替食等の対応を実施します。	新規	学校給食課
11	食育事業	防災食育センター（災害時対応施設）に備える見学ホールや研修室を活用し、学校、食育に係る他の部署等と連携し食育事業を実施する。また、栄養士や調理員による学校訪問を継続実施し、食に関わる者による食育を推進するとともに、給食の提供にあたり地場産物を積極的に採用し「地産地消」を推進する。	充実	学校給食課

基本施策2 地域ぐるみで子どもを育てる学校づくり

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	学校支援地域組織	各学校に学校支援コーディネーターを配置し、学校と支援者であるボランティアとの連絡調整をし、学校の教育的ニーズと地域の力をつなぎ合わせるよう、コーディネート活動を行っています。	継続	生涯学習推進課
2	学校評議員の活用	地域の学校への期待、要望等の把握や地域との連携を深めるため、外部評価を取り入れ、学校評議員の意見陳述の場の充実及び活動の活性化を図ります。	継続	指導室
3	学校と家庭の連携推進事業	※いじめ、不登校、暴力行為など生活指導上の課題に対して地域全体で取り組む教育体制及び地域や学校の実態に即した効果的な取り組みを行います。	継続	指導室
4	コミュニティ・スクールの設置	地域の人々とながら、地域の伝統を守るため、学校と地域がより一層連携し、地域と共に学び、共に支え、共に創る教育を推進するために「コミュニティ・スクール」の設置を検討します。	検討	指導室

※：巻末の用語集参照

基本施策3 地域の教育力の向上

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	保護者(親子)対象子育て支援事業	※地域子育て支援拠点で児童の保護者同士に交流の機会を提供し、啓発事業を通じて子育てに必要な知識の向上、悩みごとやストレスの解消等を図ります。	継続	子ども育成課
2	ふっさ輝きフェスティバル	青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。(春)	継続	生涯学習推進課
3	軽スポーツ&とん汁会	青少年の健全育成を図るため、青少年育成地区委員長会を中心に広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。(秋)	継続	生涯学習推進課
4	青少年育成地区委員会事業	青少年の健全育成を図るため、活動を支援していきます。	継続	生涯学習推進課
5	子ども議会	子どもの声を行政に反映させるとともに、議会や行政の仕組みや役割を学ぶことにより、地域への関心を高めるために実施します。	継続	生涯学習推進課

基本施策4 環境の浄化

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	不健全図書等の排除推進	青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の排除を目指します。	継続	生涯学習推進課



※：巻末の用語集参照

基本目標 4 子育てと仕事を両立できるまちづくり

施策の方向 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

「ワーク・ライフ・バランス」の実現には、すべての人が仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが必要です。

アンケート調査結果から「父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか」という問いにおいて、取得した（取得中である）が29.5%となっており、一方で、働いていなかったが51.4%となっています。取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が36.0%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が24.0%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が13.0%となっています。

労働者の働き方は正社員と非正規雇用といった「働き方の二極化」や、共働き世帯が増加する一方で、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な役割分担意識が残っており、仕事と子育てや介護の両立を困難にしている状況といった様々な課題があります。

全ての市民が、その個性と能力を生かして、様々な分野で活躍することは、個々の人生を豊かにすると同時に、地域社会に活力をもたらします。

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発を行います。

また、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発を行います。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	育児休業取得率（父親・母親）	育児休業取得率	父親：6.8% 母親：29.5%	増加

基本施策 1 広報・啓発活動の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の情報提供と啓発活動の充実	ワーク・ライフ・バランスについての情報を収集し、企業や市民に情報提供するとともに、講座等を実施し啓発を行います。	継続	協働推進課
2	子育て支援、男女協働参画促進のための学習講座の実施	子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座、子育てや女性の悩みなど、現状における問題解決に向けた講座内容の充実を図ります。	継続	公民館

基本施策 2 男性の子育て参加の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	パパママクラス（再掲）	妊婦及び配偶者等を対象に相談指導を実施し、母子保健に関する正しい知識の啓発と普及を図ります。	継続	健康課
2	男性のための講座等の開催	男性が家事や子育てに主体的に関わるための導入として男性を対象とした料理や父親力アップなど、家事や子育てに関する講座等を開催します。	継続	公民館
3	父親参加型事業の実施	父親の子育て参加の推進を目的にし、※児童館等で父親参加型の事業を実施します。	充実	子ども育成課

施策の方向 2 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

近年、女性の就労率の上昇や^{*}育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や、急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。

本市における認可保育所は、平成 26 年 4 月現在、私立保育園が 13 園整備され、定員の弾力的な運用に努めるとともに、認可外保育所を利用されている方に補助金を交付することにより認証保育所等の保育所を利用しやすくしてきました。待機児童は、平成 24 年度には増加しているものの、平成 25 年度には都内 26 市の中では低い数値となっています。年齢別保育所（園）の在籍割合をみると、平成 21 年度以降 0 歳～2 歳児の低年齢児の割合はゆるやかな増加傾向がみられます。

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、今後、低年齢児における希望の動向を見極めながら、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	0 歳、1 歳児保育児の定員数	保育所の 0 歳児、1 歳児の定員数	313 人	拡充

基本施策 1 産休・育休復帰を円滑に利用できる環境の整備

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	低年齢児保育の充実	保育所において 1 歳未満の乳児に対して保育を実施します。	継続	子ども育成課
2	低年齢児保育の拡大	産休・育休明けの 0 歳児から 2 歳児までの保育需要に対応するため、小規模保育事業を開設することにより、定員増を目指します。	新規	子ども育成課

基本目標 5 子どもにやさしいまちづくり

施策の方向 1 子どもの安全の確保

アンケート調査結果の自由意見には、防犯や通学路など、まちづくりに関する意見が多くありました。子どもが安全に暮らしていくには、親も子も安心して生活できる環境の整備が必要となります。

特に、災害時に幼稚園・保育園・小学校が自らの力で安全を確保することは極めて重要な課題であり、東日本大震災では多くが開所時間内に大震災を経験したことから、今後はより現実的な災害対策に取り組んでいくことが必要となっています。

災害や犯罪から生命と財産を守るため、災害対策や防犯体制を整備し、行政、地域、警察等が連携してパトロール活動や防犯講習会を行い、災害対策のための基礎知識を身につけるための講演などを通して、安全安心なまちづくりを構築していくため、地域と協力していきます。

また、幼稚園、保育園、学校では交通安全教育を充実させ、自ら身を守る意識を育てるとともに、自動車やオートバイを運転する大人の安全運転の徹底を奨励します。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	「防犯まちづくり」に関する満足度	市の「防犯まちづくり」施策に満足している市民の割合	15.7%	増加

基本施策 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校・保育園等での交通安全教育を推進します。また、中学校において、スタントマンが事故現場を再現する交通安全教室を実施します。	継続	安全安心まちづくり課
2	交通安全指導の充実	東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用し、各学校においては交通安全指導の充実を図り、交通安全に関わる実践的態度の改善を図ります。	継続	指導室
3	通学路点検の実施	学校、保護者及び警察と関係する部署により、小中学校の通学路の安全点検を行い、危険箇所の改善に努めます。	継続	庶務課

基本施策2 子どもを災害や犯罪の被害から守るための活動の推進

No	事業名	事業内容	方向性	担当課
1	不審者情報等の提供	携帯電話を利用した自治体情報やファクシミリを通じて学校等子どもに関係する各公共施設に不審者情報を提供し、地域ぐるみで注意を促します。また、不審者情報があった時には、パトロールを実施します。	継続	安全安心 まちづくり課
2	子どもを守るための活動の推進	防犯講習会等を通して、犯罪に関する市民への情報提供に努め、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「こども110番の家」事業など、子どもを守るための活動を推進します。	継続	安全安心 まちづくり課
3	安全啓発活動の推進	東京都教育委員会「安全教育プログラム」を活用した、安全教育を推進します。	充実	安全安心 まちづくり課 指導室
4	通学路等の防犯活動の推進	子どもたちが犯罪に合わないよう、登下校時の見守りや、市内で発生した犯罪についての情報を地域や学校に提供し、防犯対策の強化に取り組みます。	充実	安全安心 まちづくり課 教育委員会事務局
5	不健全図書等の排除推進（再掲）	青少年育成地区委員長会が中心となり、自動販売機、コンビニエンスストア等の不健全図書の排除を目指します。	継続	生涯学習 推進課
6	薬物乱用防止啓発運動（再掲）	ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知させ、乱用防止に努めます。	継続	健康課

基本施策3 被害に遭った子どもの保護の推進

No	施策名	施策内容	方向性	担当課
1	被害児童のカウンセリング	犯罪、※いじめ、※児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携し支援を行います。	継続	子育て 支援課

※：巻末の用語集参照

施策の方向 2 子育てを支援する生活環境の整備

地域において安全・安心で快適な生活を営むことはすべての市民の願いです。

本市では、平成 26 年 3 月に「住宅マスタープラン」を改定し、子育て世代の定住を促し、次の世代にも住み続けてもらうため、子育て世代の定住を促す住まい、まちづくりを進めています。

また、幼い子どもを連れて安心して自由に行動し、活動できる移動空間を確保できるよう、平成 23 年 3 月に「第 2 期福生市バリアフリー推進計画」を策定し、公共施設、公共交通機関等における*ユニバーサルデザイン化を進めてきました。

両計画との整合を図りながら、誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりをめざし、すべての人々がともに支えあう社会づくりを推進します。

■ 成果指標

No	指標名	指標の説明	現状	方向
1	「住環境整備」に関する満足度	市の住環境施策に満足している市民の割合	12.2%	増加

基本施策 1 子育てを担う若い世代を中心に広くゆとりある住宅の確保

No	施策名	施策内容	方向性	担当課
1	良質なファミリー向け住宅の供給誘導	子育て世帯が住みやすい賃貸物件を増やしていくため、民間事業者に向け活用できる補助制度の検討や情報提供を行い、子育てに適した住宅の建設を誘導します。	継続	まちづくり計画課
2	住宅取得の支援	子どものいる子育てファミリー世帯は、子どもが小中学校に就学する段階でより広い住宅を求めて市外へ転出する傾向にあります。福生市に長く住み続けてもらうために、住宅取得に係る助成や既存住宅の改修補助等について検討します。	継続	まちづくり計画課
3	都営住宅の期限付き入居制度	都営住宅の利用機会の公平性を確保し、若い子育てファミリー世帯等の入居機会を拡大するため、入居期限を 10 年とする制度を実施・拡大します。	継続	東京都

※：巻末の用語集参照

基本施策2 安全な道路交通環境の整備

No	施策名	施策内容	方向性	担当課
1	歩道の整備	子どもや高齢者、障害者など、すべての歩行者の安全確保のため、段差解消等の整備を行います。	継続	施設課
2	防犯灯の整備	夜間、安心して外出できるよう防犯灯の整備を行います。	継続	施設課

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域の子ども・子育て支援についての「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとされており、その区域において教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域子ども・子育て支援に係る需給調整を判断することとなります。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要があることから、本市では福生市全域をひとつの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策をみていくものとします。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びアンケート調査結果等より把握できる利用希望を踏まえて、教育・保育提供区域を単位に、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を取りまとめます。

(1) 「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」などから算出します

① 認定区分について

保護者が子どもの教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について国の定める基準（子ども・子育て支援法第19条第1項）に基づいた市の認定を受ける必要があります。

1号認定：3～5歳児、学校教育のみ利用（保育の必要性なし）

2号認定：3～5歳児、保育の必要性あり

3号認定：0～2歳児、保育の必要性あり

またこれまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」が、新制度では「保育の必要性」となり事由の追加や緩和がされています。

《現行》

《新制度》

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令 27 条)	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること（就労）</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）</p> <p>④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること（その他）</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p><u>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</u></p> <p>①就労</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業準備を含む <p>⑦就学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練校等における職業訓練を含む <p>⑧虐待やDVが行われており、またおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

※アンダーラインの説明は、保育の必要性の事由として新たに追加されたもの。

新制度では、保育認定について、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定）と保育短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることとなります。この区分の下で、96ページの保育の必要性の認定を受けた上で、家庭の就労実態等に応じて利用可能な保育必要量を認定します。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）		
		保育短時間利用（8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）	1号認定	教育標準時間利用 （3～4時間）
		保育短時間利用（8時間）		

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1号・2号・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのために下表のとおりアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				月 120 時間以上の就労	月 120 時間未満 48 時間以上の就労	月 64 時間未満の就労	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月 120 時間以上の就労		タイプC	タイプE			
	月 120 時間未満 48 時間以上の就労				タイプE'	タイプD	
	月 48 時間未満の就労		タイプC'				
未就労				タイプD		タイプF	

↑
↑

保育の必要性あり
保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」等を算出する項目

次の1～13の事業について、アンケート調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、教育・保育提供区域（福生市全域をひとつの区域とする）における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めま

【 教育・保育の量の項目 】

	認定区分	対象事業	事業の対象家庭	調査対象年齢
1	1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	3～5歳
	2号認定	保育認定	幼稚園	
		保育認定	認定こども園 保育所	
	3号認定	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	0～2歳

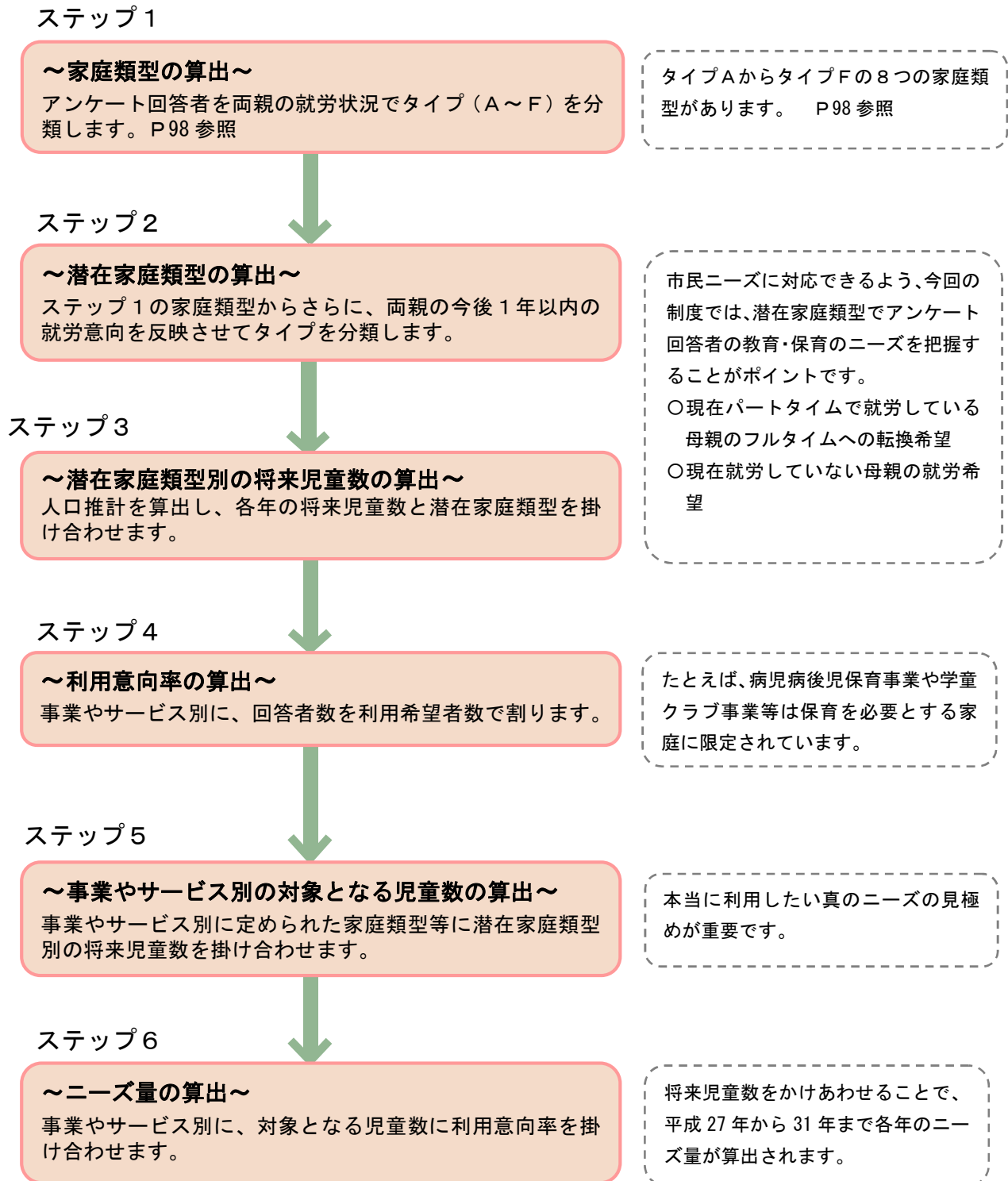
【 地域子ども・子育て支援事業の項目 】

	対象事業	事業の対象家庭	調査対象年齢
2	時間外保育事業（延長保育事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
3	学童クラブ事業（※放課後児童健全育成事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～6年生
4	子育て短期支援事業 （ショートステイ及びトワイライトステイ）	すべての家庭	0～5歳
5	※地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
6	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦（夫）家庭	3～5歳
7	（保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
8	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
9	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
10	利用者支援事業	すべての家庭	
11	妊婦健康診査事業	すべての妊婦	
12	乳幼児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児が いるすべての家庭	
13	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭	

※：巻末の用語集参照

(3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます



注) 上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズからどのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じている等、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。
注) ニーズ量とは、アンケート調査結果から算出された各事業・サービスの利用意向率を、対象児童数にかけ合わせて算出した数値。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園の事業概要

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。市内には4園の私立幼稚園があります。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。市内には13園の認可保育所（都の設置認可に係る保育所）の他、東京都が定めた基準を満たしている東京都認証保育所が2園あります。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。市内には私立幼稚園1園、認可保育所1園が*認定こども園としての認定を受けています。

(2) 福生の教育・保育の現状

		平成26年度（4月1日現在） *教育希望（幼稚園利用）は25年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育が必要	0歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
児童数		1,312人			814人	429人
定員		989人	33人	819人	412人	129人
充足率		75.4%	2.5%	62.4%	50.6%	30.1%
定員内訳	幼稚園	983人	—		—	—
	認可保育所	—	—	804人	366人	110人
	認定こども園	6人	33人	—	21人	3人
	認証保育所	—	—	15人	25人	16人

※：巻末の用語集参照

(3) 今後の方向性

0歳～2歳においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があり、特に産休、育休明けの1歳児の保育はニーズ量に対応できるよう確保する必要があります。そのためには認可保育所の分園か、小規模保育事業等の*地域型保育事業（うち市町村の確認を受けた事業を特定地域型保育事業といいます。）等に対応する必要があります。

(4) 平成27年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【平成27年度】

		平成27年度					
		1号	2号		3号		
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要	
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		1,236人			819人	453人	
需要率		37.4%	6.3%	60.7%	52.1%	25.2%	
ニーズ量の見込み		463人	79人	751人	427人	114人	
提供量 (確保 方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	542人	852人		402人	119人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—		—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—		14人	5人
	認可外保育施設		—	—		—	—
	提供量合計		542人	852人		416人	124人
過不足分（提供量－ニーズ量）		79人	22人		-11人	10人	

注) 需要率：児童数推計値に対する、各ニーズ量の見込みの割合。

※：巻末の用語集参照

【平成 28 年度】

		平成 28 年度					
		1 号	2 号		3 号		
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳 保育が必要	
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		1,165 人			856 人	443 人	
需要率		37.4%	6.4%	60.7%	52.2%	25.3%	
ニーズ量の見込み		436 人	75 人	708 人	447 人	112 人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	542 人	852 人		402 人	119 人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—		—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—		14 人	5 人
	認可外保育施設		—	—		—	—
	提供量合計		542 人	852 人		416 人	124 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		106 人	69 人		-31 人	12 人	

【平成 29 年度】

		平成 29 年度					
		1 号	2 号		3 号		
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳 保育が必要	
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		1,124 人			841 人	430 人	
需要率		37.4%	6.4%	60.7%	52.2%	25.3%	
ニーズ量の見込み		421 人	72 人	683 人	439 人	109 人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	542 人	852 人		402 人	119 人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—		—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—		24 人	5 人
	認可外保育施設		—	—		—	—
	提供量合計		542 人	852 人		426 人	124 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		121 人	97 人		-13 人	15 人	

【平成 30 年度】

		平成 30 年度					
		1 号	2 号		3 号		
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳 保育が必要	
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		1,140 人			819 人	420 人	
需要率		37.4%	6.4%	60.7%	52.2%	25.3%	
ニーズ量の見込み		427 人	73 人	693 人	427 人	106 人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	542 人	852 人		402 人	119 人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—		—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—		24 人	5 人
	認可外保育施設		—	—		—	—
	提供量合計		542 人	852 人		426 人	124 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		115 人	86 人		-1 人	18 人	

【平成 31 年度】

		平成 31 年度					
		1 号	2 号		3 号		
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳 保育が必要	
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		1,110 人			765 人	399 人	
需要率		37.4%	6.4%	60.7%	52.2%	25.3%	
ニーズ量の見込み		416 人	71 人	674 人	399 人	101 人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	542 人	852 人		402 人	119 人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—		—	—
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—		24 人	5 人
	認可外保育施設		—	—		—	—
	提供量合計		542 人	852 人		426 人	124 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		126 人	107 人		27 人	23 人	

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や*認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業で、支給認定保護者が支払う時間外保育の費用の一部を助成します。

【福生の現状】

現状は、市内認可保育所において、1時間延長が11か所、2時間延長が2か所で実施しています。なお、市内認証保育所の2か所では7：00～20：00の13時間開所を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	—	—	230 人	259 人	211 人
実施箇所数	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	13 か所

【今後の方向性】

市内の認可保育所において延長保育を行い、18時以降の保育需要への対応を図ります。

量の見込み人数は、現状を大きく上回らないことから、既存の保育施設でニーズの確保は可能であると思われます。

アンケート結果での、20時までの保育の利用希望は少ないものの、就労形態の多様化から時間外保育に対するニーズは高まることが予想されますので、今後利用者のニーズを注視しながら2時間延長保育の実施箇所について検討をします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	322 人	316 人	308 人	306 人	292 人
実施箇所数 (確保方策)	15 か所	15 か所	16 か所	16 か所	16 か所
提 供 量	322 人	316 人	308 人	306 人	292 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※：巻末の用語集参照

(2) 学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【福生の現状】

平成 22 年度に 2 クラブを増設し、平成 22 年度以降の受入れ可能数を 619 人としています。入所者数をみると、平成 19 年度から教育委員会において自由参加型の「放課後子ども教室（※ふっさっ子の広場）」が順次開設されたことにより、平成 21 年度と比較して入所児童数は減少しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入 所 数	555 人	497 人	510 人	506 人	455 人	476 人
受 入 数	570 人	619 人	619 人	619 人	619 人	619 人
クラブ数	10 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所

※：巻末の用語集参照

【今後の方向性】

ニーズ調査による「※ふっさっ子の広場」へ利用希望が非常に高いことから、学童クラブへの入所見込みについては、減少傾向が続くとみられますが、新支援制度では小学校6年生までを事業の対象範囲とすることが明確化されたことにより、ニーズは現状よりも多いと推測されますので、「ふっさっ子の広場」と連携しながら、今後も待機児童ゼロに努めていきます。

また、学校の余裕教室の活用などにより、国の推進する40人規模の学童クラブの実施を検討する必要があります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	688人	664人	659人	638人	586人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
提 供 量	619人	619人	619人	619人	619人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	-69人	-45人	-40人	-19人	33人

※：巻末の用語集参照

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【福生の現状】

4市2町（福生市、青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町）が統一した内容で東京恵明学園に委託しています。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	78人	86人	41人	68人	16人
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【今後の方向性】

就学前児童だけでなく、就学児童の保護者の入院や出産、出張などによるニーズにも対応できるよう、事業内容の拡充を検討する必要があります。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	170人	167人	162人	161人	154人
実施箇所数 (確保方策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提 供 量	170人	167人	162人	161人	154人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【福生の現状】

市内の[※]児童館3館と認可保育所1か所で実施しています。

(月間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	999 人	1,066 人	1,029 人	970 人	893 人
実施箇所数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

【今後の方向性】

現在実施場所数が4か所ありますが、ニーズ量が高いことから、認可保育所や公共施設等の適した場所に増設する必要があります。

さらに、開設時間の延長及び専任職員の配置等、事業の拡充も検討が必要です。

(月間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	2,944 人	3,006 人	2,941 人	2,867 人	2,694 人
実施箇所数 (確保方策)	5 か所	5 か所	6 か所	6 か所	6 か所
提 供 量	2,944 人	3,006 人	2,941 人	2,867 人	2,694 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(5) 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年延べ利用者数	10,428 人	9,984 人	10,104 人	9,600 人	12,752 人
実施箇所数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

【今後の方向性】

新制度では幼稚園の※預かり保育は一時預かり事業に位置づけられたことにより、今後、ニーズ量は多いと推測されますので、幼稚園の積極的な取り組みを推進する必要があります。空き教室を積極的な利用によるニーズへの対応を検討します。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(1号認定による利用)	9,055 人	8,535 人	8,234 人	8,351 人	8,132 人
ニーズ量(2号認定による利用)	12,778 人	12,044 人	11,620 人	11,785 人	11,475 人
実施箇所数(確保方策)	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
提供量	21,833 人	20,579 人	19,854 人	20,136 人	19,607 人
過不足(提供量-ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※：巻末の用語集参照

(6) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

【認可保育所における一時預かりの実施状況】

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年延べ利用者数	757 人	614 人	456 人	522 人	516 人
実施箇所数	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	13 か所

【今後の方向性】

今後も一時預かりに対するニーズは高いと予測されますので、認可保育所で確保をはかるとともに、ファミリー・サポート・センターでの受入れを検討していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	7,510 人	7,739 人	7,582 人	7,359 人	6,883 人
実施箇所数（確保方策）	14 か所	14 か所	15 か所	15 か所	15 か所
提供量	7,510 人	7,739 人	7,582 人	7,359 人	6,883 人
過不足（提供量－ニーズ量）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(7) 病児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【福生の現状】

平成20年11月に開設した福生保育園内の病後児保育室と平成25年4月に開設したすみれ保育園病後児保育室の2か所で実施しています。病気の子や保育中、体調不良児となった子を受入れる「病児保育」は未設置となっています。

【認可保育所における病後児保育の実施状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	37人	61人	59人	40人	86人
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	2か所

【今後の方向性】

病児病後児保育について、実績よりもかなり多くのニーズが見込まれています。病児保育については現状の定員（8人/日）で対応することは可能と見られますが、病児保育についてのニーズも高いと推測されることから、市内の医療機関に病児保育室を早期に開設することを検討します。

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量 (就学前)	1,564人	1,537人	1,494人	1,484人	1,418人
ニーズ量 (小学生)	267人	256人	254人	246人	228人
実施箇所数 (確保方策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量	1,831人	1,793人	1,748人	1,730人	1,646人
過不足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動事業）（就学児童のみ）

【事業概要】

子育ての援助をして欲しい人と援助ができる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする会員組織の有償ボランティア活動事業です。

【福生の現状】

平成 25 年 10 月から活動を開始した事業で、生後 57 日から小学生までの児童の保護者と市内に居住し心身共に健康な 20 歳以上の方が会員となり、保育園、幼稚園等の送迎や預かり等の援助活動を行っています。

また、ファミリー・サポート・センターにはアドバイザーを配置し、援助活動の調整や事業の説明会、交流会などを行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
提 供 会 員	—	—	—	—	38 人
依 頼 会 員	—	—	—	—	57 人
両 方 会 員	—	—	—	—	4 人
小 学 生 利 用 者	—	—	—	—	164 人

※平成 25 年 10 月開設

【今後の方向性】

円滑な事業運営と支援の充実を図るため、依頼会員・提供会員双方のバランスの良い会員の確保が必要であることから、今後も説明会等を実施し、市民への事業の周知徹底に努めていく必要があります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	303 人	291 人	289 人	280 人	259 人
提 供 量	303 人	291 人	289 人	280 人	259 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

注) ニーズ量、提供量ともに就学児童のみ記載

(9) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者、また妊娠している方などが地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども、またはその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【今後の方向性】

新制度に向け窓口支援にあたる専門相談員の配置を検討します。

保育所の入所相談だけでなく、様々な事業、地域資源を紹介、利用調整が行える体制とします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【福生の現状】

妊娠届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票14回分と妊婦超音波検査受診票1回分を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。また、東京都外等で受診する方に対しては、出産後の手続きにより妊婦健康診査費用の助成を行っています（東京都の契約単価を上限とする）。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊 娠 届 出 数	586人	518人	477人	475人	463人
里帰り等妊婦健康診査費助成金制度申請者	0人	56人	51人	55人	59人

【今後の方向性】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子共に安全安心な出産を目指します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	413人	390人	368人	347人	328人
（上段 妊婦健診	47人	45人	42人	40人	38人
下段 里帰り妊婦健診）	健診回数	健診回数	健診回数	健診回数	健診回数
	5,782回	5,460回	5,152回	4,858回	4,592回
実 施 体 制 （ 確 保 方 策 ）	実施場所：都内の契約医療機関 検査項目：体重・血圧測定、尿検査、血液型、貧血、血糖、不規則抗体、梅毒・B型肝炎・風疹、クラミジア抗原、C型肝炎、経膈超音波、HTLV-1抗体、B群溶連菌、NST（ノンストレステスト）				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【福生の現状】

里帰り出産をした者や入院が長期に渡る場合は、生後4か月を過ぎても行うことが可能です。

訪問は市職員（保健師、助産師等）及び市と委託契約を締結した保健師又は助産師が実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出 生 数	530 件	499 件	443 件	454 件	455 件
訪 問 数	421 件	443 件	412 件	374 件	379 件
訪 問 率	79.4%	88.8%	93.0%	82.4%	83.3%

*訪問数には生後 28 日未満の新生児訪問の数も含む

【今後の方向性】

少子化、核家族化により孤立し、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、全戸訪問に努めます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	453 件	443 件	430 件	420 件	399 件
実 施 体 制 (確 保 方 策)	保健センターにて実施				

(12) 養育支援訪問事業

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行なう育児支援ヘルパーの派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

また、要保護児童等に対する支援のために要保護児童対策協議会を設置しています。

【福生の現状】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実 人 数	23 人	8 人	5 人	1 人	1 人
訪 問 件 数	233 件	65 件	64 件	58 件	11 件

【今後の方向性】

養育に関する専門的な相談支援については、職員の研修参加等により、相談技術のさらなるスキルアップを図り、充実させていきます。

家事等の養育支援については、育児支援ヘルパーの派遣に関する事業が適切に運営できる業者に、引き続き委託します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	8 人 86 件	8 人 86 件	8 人 86 件	8 人 86 件	8 人 86 件
実 施 体 制 (確 保 方 策)	子ども家庭支援センターにて実施				

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「福生市子ども・子育て審議会」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

この計画の進捗管理は、基本目標（施策の方向性）単位と個別事業単位の2階層の指標を設定しています。基本目標（施策の方向）単位においては、様々な指標の中から、5年後のあるべき姿を評価するためのものさしを設定し、市全体として子どもを生み育てやすいまちづくりが進んでいるかどうかを検証することとします。

個別事業単位においては、平成26年度から平成31年度に向け、内容や回数等を充実するものや引き続き継続して実施していくものなど、事業実施の方向性を設定しています。

なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。



2 国・都等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や都、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、*児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、都と連携し、推進するとともに、都を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

※：巻末の用語集参照

1 福生市子ども・子育て審議会条例

平成 25 年 6 月 25 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、福生市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (5) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律に基づく施策に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会の委員は、14 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 保育関係者 1 人
- (3) 教育関係者 2 人
- (4) 関係行政機関の職員 2 人
- (5) 事業主を代表する者 1 人
- (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 2 人
- (7) 子どもの保護者 3 人以内
- (8) 公募による市民 2 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、調査審議のために必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども家庭部子ども育成課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 福生市子ども・子育て審議会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等
学識経験者	佐々加代子	白梅学園大学教授
保育関係者	福田智行 (平成26年3月まで)	福生保育園園長
保育関係者	古谷光好 (平成26年4月より)	福生本町保育園園長
教育関係者	野口哲也	聖愛幼稚園園長
教育関係者	猿田恵一	福生市立福生第六小学校校長
関係行政機関の職員	山科美絵 (平成26年3月まで)	西多摩保健所 保健対策課地域保健第二係長
関係行政機関の職員	畠山明美 (平成26年4月より)	西多摩保健所 保健対策課長
関係行政機関の職員	益井有子	立川児童相談所 児童福祉係長
事業主を代表する者	加藤裕太郎	(株) マルフジ 代表取締役社長
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	宮崎寿美代	福生市社会福祉協議会 (学童クラブ担当)
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	幡野雄大	NPO法人ワーカーズコープ (児童館等指定管理者)
子どもの保護者	河村泉	幼稚園保護者代表
子どもの保護者	坂口皆子	保育園保護者代表
子どもの保護者	久保瑠美子	学童クラブ入所児童保護者代表
公募による市民	山田由美子	公募
公募による市民	五十嵐広治	公募

3 用語解説 (50 音順)

【あ行】

(預かり保育)

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

(生きる力)

知・徳・体のバランスのとれた力。

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、
「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

(育児休業制度)

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子どもが3歳に達するまでの間、育児休業をすることができる制度のこと。(平成14年4月より)

注) 育児休業は、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に申し出を行うことによって取得できる権利(形成権)である。

(いじめ)

当該児童・生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じるているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(NPO)

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

【か行】

(合計特殊出生率)

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる。

(子育てサークル)

地域子育て支援センターなどで、情報交換や交流、子育て支援活動を目的に定期的集まる子育て家庭の親からなるグループのこと。

【さ行】

(児童館)

児童福祉法第40条に定められた児童厚生施設の1つとして、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする施設」。子どもたちは、児童館の施設や設備を主体的に利用するとともに、そこで展開される諸活動、行事にも積極的に参加して、ともに遊び、ともに高め合う体験を共有し、遊びの楽しさを味わうとともに、他者との人間関係を築いていく。このような児童館機能を整理すると、次の3点に集約される。

- ①利用児童に対するサービスの提供
- ②留守家庭児童などの健全育成
- ③児童のための地域センター

(児童虐待)

保護者がその監視する児童(18歳に満たない者)に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為など性的虐待、養育放棄などのネグレクト(Neglect)、言葉などによる心理的虐待を行うこと。

(児童の権利に関する条約〈子どもの権利条約〉)

1989年(平成元年)11月、国連総会で採択された条約。ここでは人種や性、宗教、社会的出身、障害の有無などにかかわらず、18歳未満の「すべての子ども」を対象として「子どもの最善の利益」を図ること、そのために必要な保護と援助を子どもと家庭に差し伸べること、子どもが自ら意思を表明する機会を保障すること、などを締結国に求めている条約。わが国では1990(平成2)年に条約に署名し、1994(平成6)年4月に批准している。

(ソーシャルインクルージョン)

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

(ソーシャルワーカー)

社会福祉士。専門的職業として社会福祉の実践活動に従事する者の総称。

【た行】

(確かな学力)

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

(地域型保育事業 (市町村による認可事業))

3歳未満の少人数の子どもを保育する、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4事業のこと

(地域子育て支援拠点)

児童館の乳幼児対象事業や保育園で実施しているひろば事業、子育て相談事業のこと。

【な行】

(認定こども園)

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能、を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと

【は行】

(ひきこもり)

さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。

(不登校)

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態(病気や経済的な理由によるものを除く)にあること。

(ふっさっ子の広場)

放課後に小学校内の施設や校庭を利用し、安全な見守りの中で、子どもが安心して楽しくすごせる「学び・体験・交流」の場のこと。

(放課後児童健全育成事業)

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、放課後や三季休暇中、保護者に代わって保育を行う事業のこと。本市では、「学童クラブ」という。

【ま行】

(メディア)

手段、方法。特に新聞、ラジオ、テレビなどの情報媒体のことである。

【や行】

(ユニバーサルデザイン)

あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。